

やまなし子供・若者 育成指針

～夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、
やまなしの未来を切り拓く「子供・若者」を育むために～

令和 2 年 3 月
山 梨 県

目次

第1章 指針の策定にあたって.....	1
1. 指針策定の趣旨.....	1
2. 指針の位置づけ.....	1
3. 指針の性格.....	1
4. 指針の期間.....	2
5. 指針の対象.....	2
第2章 子供・若者をめぐる現状と課題.....	3
1. 社会環境と子供・若者.....	3
(1) 子供・若者人口の減少.....	3
(2) 少子化・核家族化の進行.....	4
(3) 情報化社会の進展.....	6
(4) グローバル化の進展.....	8
(5) 持続可能な社会の実現.....	9
(6) 学校と子供・若者.....	11
①学校と学習.....	11
②体力・運動能力及び運動習慣の状況.....	13
③学校教育に対する意識.....	14
(7) 子供・若者の社会参加活動.....	15
(8) 若者の就労状況と意識.....	16
2. 困難を有する子供・若者.....	18
(1) ニート(若年無業者).....	18
(2) ひきこもりの子供・若者.....	20
(3) いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況.....	22
(4) 障害のある子供・若者.....	26
(5) 少年非行の現状.....	27
(6) 子供の貧困の状況.....	30
(7) 外国人児童生徒.....	32
(8) 子供・若者の自殺の状況.....	34
(9) 児童虐待の状況.....	35

基本目標Ⅴ やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援

◎取組の柱12 ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、

未来を切り拓く子供・若者育成の推進... 71

第5章 県民のみなさんへのメッセージ..... 74

1. 子供・若者（学齢期・思春期・青年期）のみなさんへ..... 74
2. 保護者のみなさんへ..... 75
3. 学校（教職員）のみなさんへ..... 76
4. 地域のみなさんへ..... 76
5. 企業のみなさんへ..... 77

第6章 指針の推進に向けて..... 78

1. 県の推進体制..... 78
2. 関係機関等との連携・協働..... 78
3. 指針の進行管理..... 79

※ ◎は、今回の指針で重点的に取り組む柱

第1章 指針の策定にあたって

1. 指針策定の趣旨

未来の山梨県を担う子供・若者が、心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願いであり、また、そのための環境を整えることは、私たち大人、一人ひとりの責務です。

しかしながら、近年、子供・若者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、家族形態の多様化、情報化の進展等により、大きく変化しています。また、一人ひとりの子供・若者が抱えている困難な状況も多様であり、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、児童虐待、子供の貧困等の様々な問題が相互に影響し合い、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられます。

さらに、子供・若者の人間形成を日常生活の中で支えてきた家庭や地域社会における教育力の低下、インターネット等による有害情報の氾濫、ネットいじめ、SNSの利用に起因する犯罪被害の増加など、きわめて憂慮すべき状況になっています。

こうした中、平成22年4月、総合的な子供・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、また、平成28年2月には、同法に基づく新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

これらの状況を踏まえ、やまなしの未来を担う人材である子供・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指すためには、行政、家庭、学校、地域、企業や関係機関がその重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、それぞれが協働し取り組む必要があります。

子供・若者を巡る様々な今日的課題に適切に対応し、子供・若者が誕生から社会的に自立するまでの支援策を総合的かつ体系的に構築し、効果的に推進していくため、新たな「やまなし子供・若者育成指針」を策定しました。

2. 指針の位置づけ

この指針は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に規定する「都道府県子ども・若者計画」として、子供・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針です。

3. 指針の性格

- (1) この指針は、今後の本県青少年行政の基本となる指針であり、本県の青少年育成の基本理念等を示すとともに、今後取り組むべき施策の方向性を明らかにするものです。
- (2) この指針は、家庭、学校、地域、企業、各関係団体など、すべての県民が積

極的に青少年の健全育成に取り組むための指針となります。

- (3) 子育てに関する環境づくりや障害者福祉、学校教育に関することについてはそれぞれ、やまなし子ども・子育て支援条例に基づく基本計画である「やまなし子ども・子育て支援プラン」、「やまなし障害児・障害者プラン2018」「山梨県教育振興基本計画」で具体的に示しています。
- (4) 子ども・若者育成支援推進法第8条第1項に基づく大綱である「子供・若者育成支援大綱」の趣旨を勘案しています。

4. 指針の期間

この指針の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。なお、子供・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 指針の対象

この指針の対象となる「子供・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者となりますが、施策によっては40歳未満の者も対象とします。

なお、「子供・若者」に係る呼称・年齢区分は、法令等により様々であることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」などの用語を使用しています。

◆この指針における「子供・若者」について（用語解説）

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため「青少年」に代えて「子供・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの期間

※学童期は、小学生の期間

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの期間。思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供・若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの期間

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の期間

※このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、その用語を使用しています。

第2章 子供・若者をめぐる現状と課題

1. 社会環境と子供・若者

(1) 子供・若者人口の減少

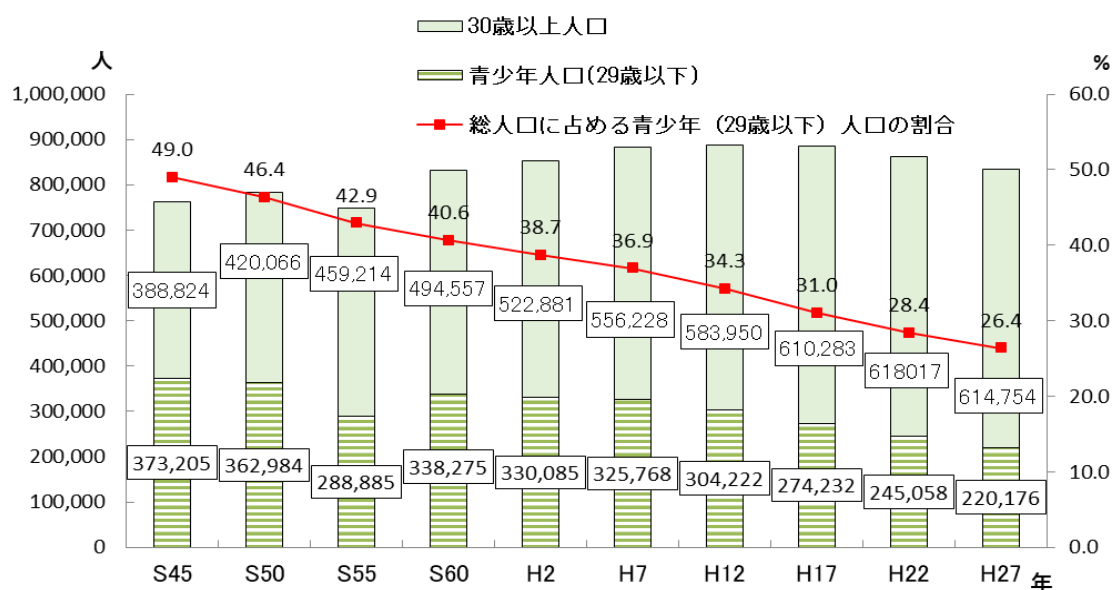
総務省の「国勢調査」によると、平成27年10月1日現在の山梨県の総人口は、83万人となっており、平成12年の88万人をピークに減少に転じています。このうち、子供・若者（0～29歳）の人口は、22万人で、総人口の26.4%を占めています。

子供・若者の人口は、ほぼ一貫して減少しており、総人口に占める子供・若者の割合は、昭和45年の調査で50%を下回り、その後も減少を続けています。【図表1】

この現象は、出生率の低下、平均寿命の伸長などに起因しますが、加えて大学等への進学や就職による子供・若者の県外流出も要因の一つになっています。

人口が減少する中で、持続可能な地域社会をつくるためには、高齢者や女性、障害者などを含む全員参加型の社会が求められます。そのために、生涯にわたって学び続け、一人ひとりの持てる力を生かすことが可能な社会づくり、安心して子供を産み、仕事を続けながら、楽しくやりがいをもって子育てすることができる環境が整った社会づくり、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、介護などの家族事情等に関わらず誰もが住みやすい社会づくりに向けた取組を推進する必要があります。

【図表1】 総人口に占める子供・若者人口の割合の推移（山梨県）



資料：総務省「国勢調査」（昭和45年～平成27年）

(2) 少子化・核家族化の進行

近年、全国的に出生数は減少の一途をたどり少子高齢化社会が到来しています。山梨県における平成30年の出生数は、5,556人、合計特殊出生率は1.53で平成17年の1.38より増加しているものの、出産世代の女性人口は年々減ってきており、今後も少子化が急速に進行すると考えられます。【図表2】

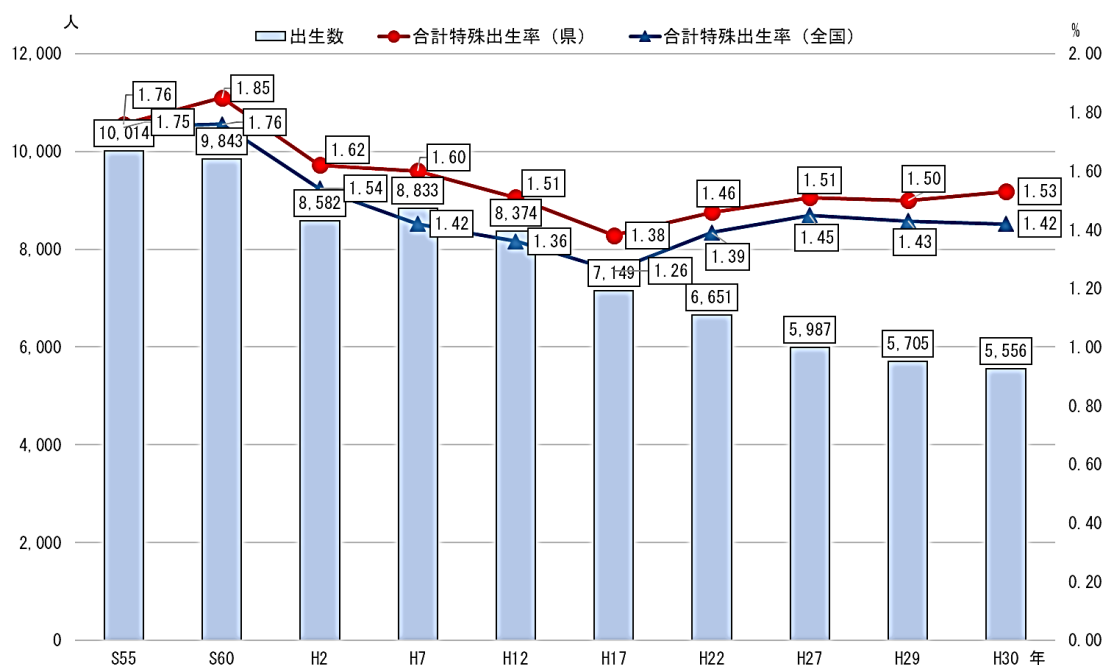
また、全国で18歳未満の子供がいる世帯の割合は、平成元年の41.7%から、平成29年には23.3%と大きく減少しています。【図表3】

さらに、親と子供だけの核家族は、平成元年の69.5%から平成29年には82.6%に増加している反面、親と子供、祖父母からなる三世帯世帯は26.9%から14.2%に減少しており核家族化も進行しています。【図表4】

少子化の進行は、学校や保育所等の小規模化や統廃合をもたらし、核家族化も加わって、子供の人間関係が固定的になり、同世代や異世代の人々との多様な人間関係の中で、子供の自主性や社会性が育まれる機会を少なくしていると考えられます。

次代を担う子供・若者が健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、子育てを家庭、学校、地域社会、企業等が一体となって、社会全体で支援する取組をさらに進めていくことが必要になります。

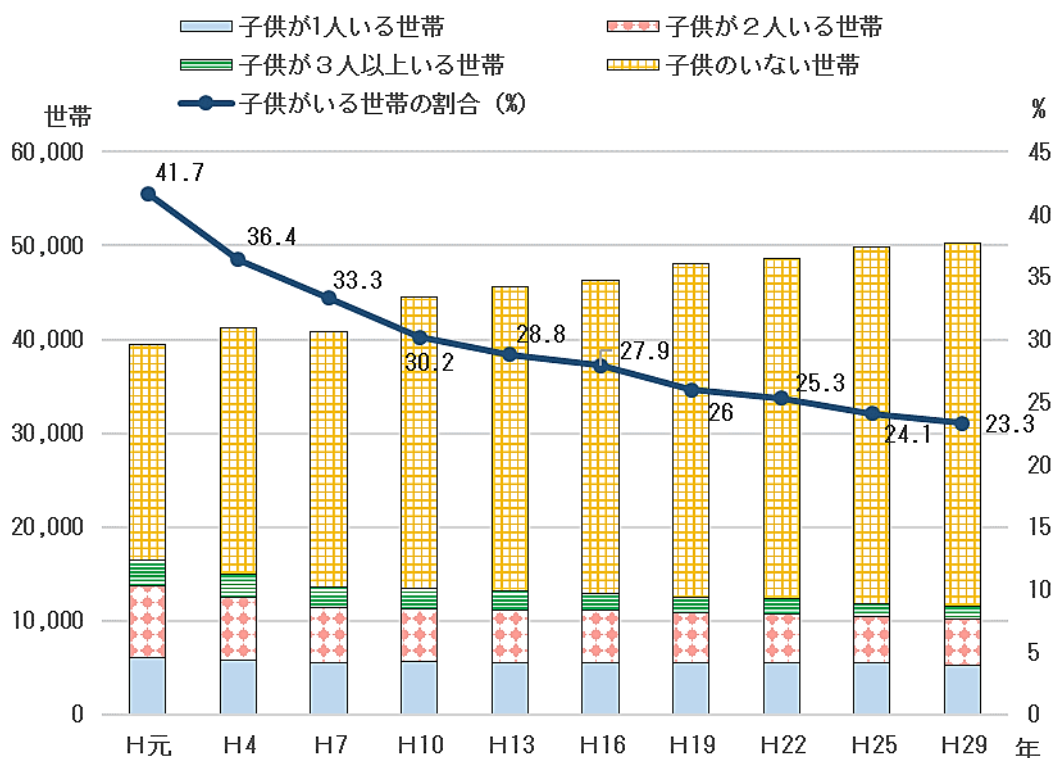
【図表2】 出生数・合計特殊出生率の推移（山梨県・全国）



* 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が一生の間に産むと推定される子供の数の平均。

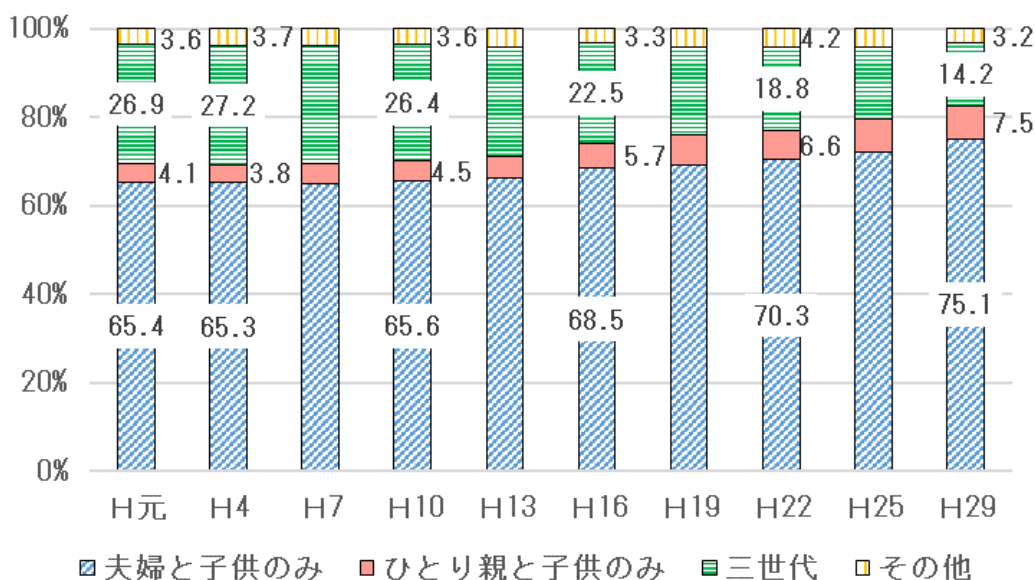
資料：厚生労働省「人口動態統計」（昭和55年～平成30年）

【図表3】世帯数と18歳未満の子供のいる世帯数割合（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成元年～平成29年）

【図表4】18歳未満の子供のいる世帯の内訳（世帯構造別）（全国）



* 平成7年の数値は兵庫県を、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を、それぞれ除いたものである。

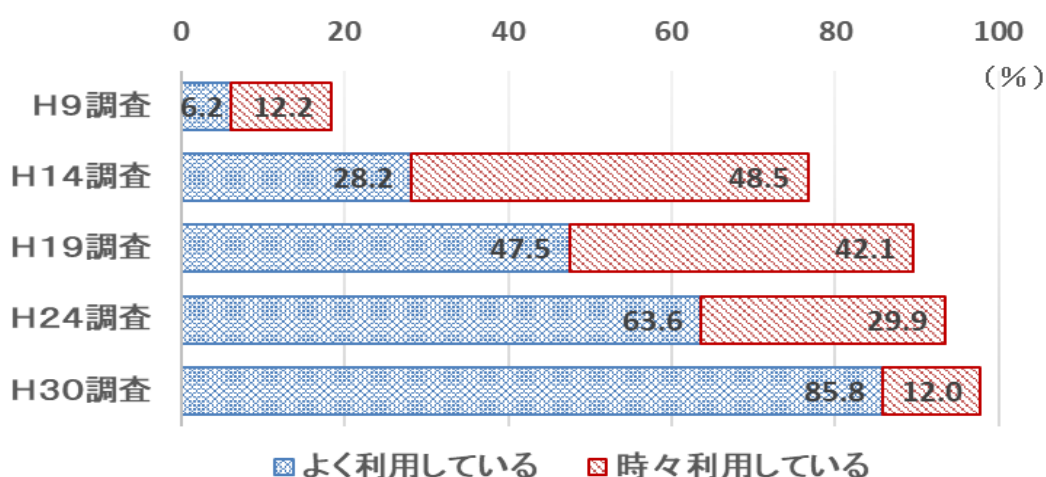
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成元年～平成29年）

(3) 情報化社会の進展

情報通信技術（ICT）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきました。ICTの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器が急速に普及し、インターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになりました。

12歳から30歳までを対象とした本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、インターネットの利用について「よく利用している」「時々利用している」を合わせた「利用意向」が、平成9年の18.4%に対し、平成30年は97.8%と、調査を重ねるごとに高まっています。【図表5】

【図表5】インターネットの利用意向（個人）（山梨県）



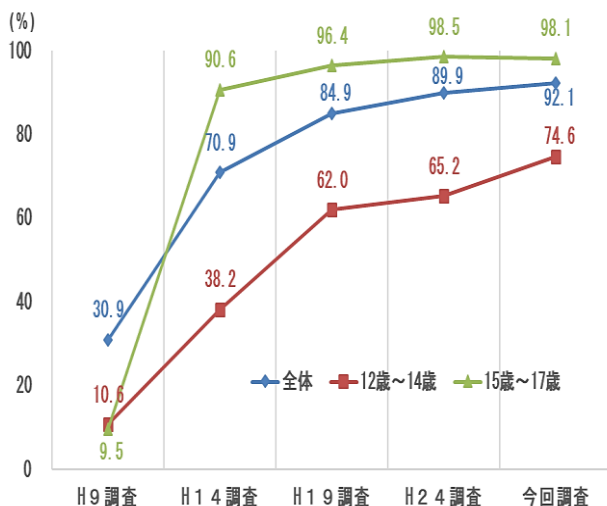
資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

また、同調査では、前回調査と比較すると、12歳～14歳（中学生層）の所持率が74.6%と大幅に増加し、およそ4人のうち3人が、スマートフォン・携帯電話を所持しているという結果がでました。【図表6】

さらに、同調査では、一日にインターネットにアクセスする時間が「2時間～3時間未満」が最も多く、33.9%となりました。前回調査と比較すると全体的にインターネットにアクセスする時間が増加しています。【図表7】

内閣府では、令和2年に小さな子供をもつ保護者に向けて「スマホ時代の子育て」のリーフレット（幼児・児童編）を作成し、スマホ時代の保護者はどんなことに気をつけ、どんな準備をするべきなのかを啓発しています。このことは、子供が小さなうちからスマートフォンの使い方に関する取組をしていく必要性があることを示しています。【図表8】

【図表6】スマートフォン・携帯電話の所持率
(山梨県)

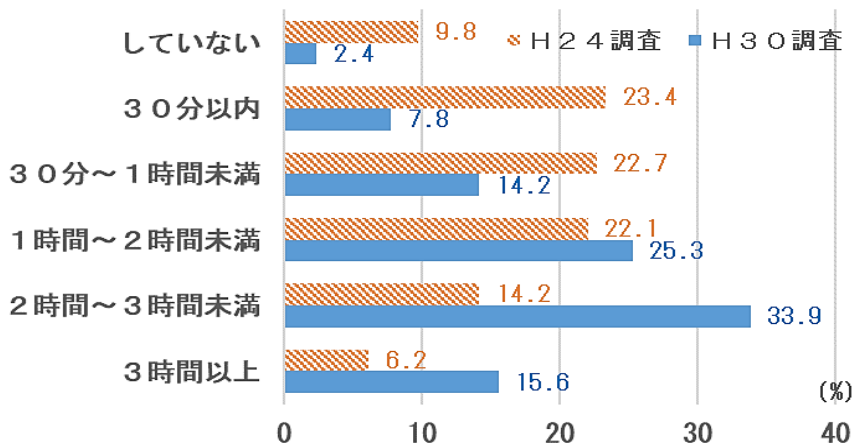


資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(平成30年)

【図表8】内閣府リーフレット
スマホ時代の子育て(令和2年)



【図表7】一日にインターネットにアクセスする時間(学校や仕事のある日)(山梨県)



資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(平成30年)

インターネットは、瞬時の情報入手を可能とし、生活の利便性を向上させるとともに、新たな産業などを創造することが期待される反面、子供・若者の健全な育成にとって有害な情報があふれており、利用方法によっては、子供・若者が犯罪の被害者や加害者となるおそれがあります。

このことから、インターネットを適正に利活用する能力を育成するとともに家庭・学校・地域・企業の連携により、社会全体で子供・若者を有害環境から守る取組を推進していく必要があります。

(4) グローバル化の進展

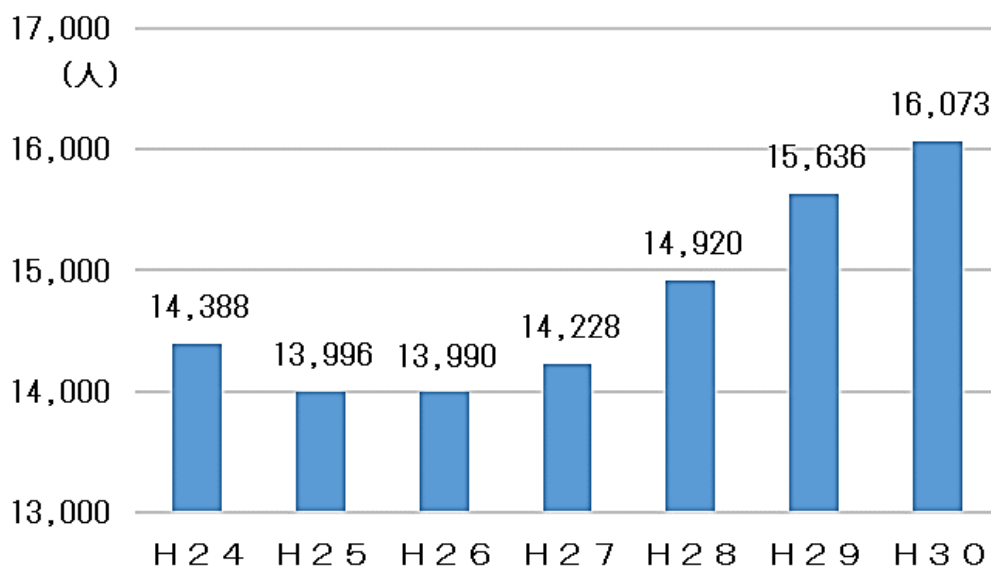
交通手段、ICTの進歩等による国境を越えた人、モノ、情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野において、グローバル化が進んでいます。

法務省の在留外国人統計によると、本県に在留資格を持って滞在している在留外国人数は、平成24年には14,388人となっています。その後、若干減少したものの、平成27年より増加に転じ、平成30年には16,073人に達し、過去最高となりました。【図表9】

政府は深刻化する働き手不足に対応するため、平成31年4月から新たな在留資格を創設し、外国人労働者の受け入れを拡大しており、在留外国人数は今後さらに増加が見込まれます。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い多くの外国人観光客が訪れ、子供・若者が外国人と接する機会が増えることが予想されます。

このため、地域社会においては、様々な国際交流活動を推進し、多文化共生や異文化理解を深める取組とともに、自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、そして地域づくりに積極的に参画する人材育成も重要となります。

【図表9】在留外国人数の推移（山梨県）



資料：法務省「在留外国人統計」（平成30年）

(5) 持続可能な社会の実現

グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には世界が共有する課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが求められています。

2015（平成27）年に、国連総会において、持続可能な開発のための行動計画が採択されました。「誰一人取り残さない」という考えの下、環境、経済、社会だけでなく、平和やエネルギー等の課題に対して17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。これらの目標を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体（国、地方公共団体、企業、市民等）によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されています。【図表10】

【図表10】世界を変えるための17の目標



資料：国際連合「持続可能な開発目標（SDGs）」（2015年）

本県においても、すでに複数の学校でSDGsに関連した授業や取組が行われており、総合的な学習の時間や各教科、道徳などの授業を通して、17の持続可能な開発目標に迫る取組が行われています。

北杜市の小学校では、6年生の総合的な学習の時間のテーマを「世界の子供た

ちの現状を知り、自分たちにできることを考えよう、伝えていこう」に設定し、5月から12月の長期にわたり取り組んだ学習が展開されました。子供たちの問題意識からテーマを設定し、調べ学習や体験活動（学校林の木材を使ったコースター作り、八ヶ岳カンティフェアでの販売や募金活動、保護者にも呼びかけた学用品等の収集、カンボジアの学校への寄付、地雷除去の重機を製造している会社の見学など）、外部講師を招いての学習会、学んだ内容を保護者や他学年に伝える学習発表会、カンボジアの児童との交流など様々な学習活動を通して、SDGsについての知識を深めるとともに、自分たちが持続可能な世界に向けてどのような活動ができるのかチャレンジした実践が行われました。【図表11】

この事例のように、本県においてもグローバルな視点を持ち、地域社会、さらには世界の持続可能な発展に向けて積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が求められ、意欲と能力のある子供・若者たちを育成していく必要があります。

【図表11】北杜市の小学校6年生によるSDGsの実践



外部講師によるカンボジアの学習



学校林の木でコースター作り



カンティフェアでの販売(コースター等)



売上金をカンボジアの学校へ寄付

資料：北杜市の小学校6年生によるSDGsの実践（平成30年）

(6) 学校と子供・若者

①学校と学習

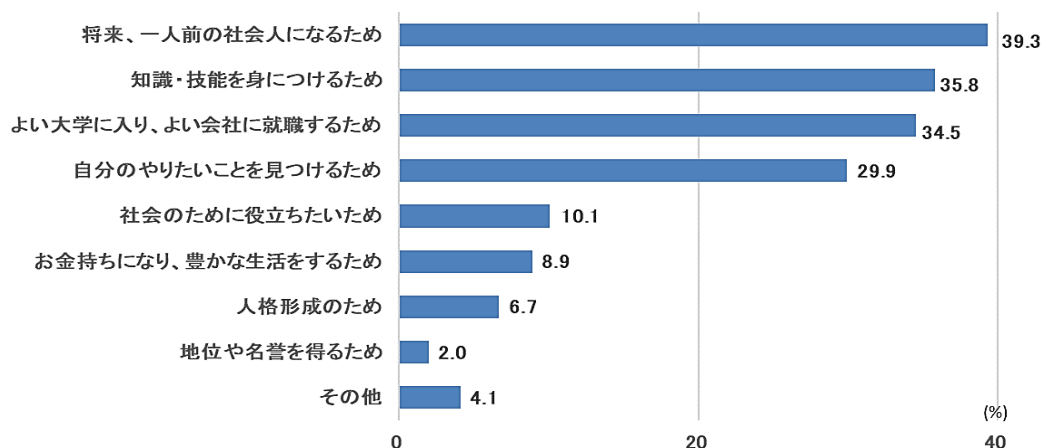
「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、「どうして勉強をしなければならないと思うか」という問いに対して、中学生・高校生は「将来、一人前の社会人になるため」(39.3%)が最も多く、続いて、「知識・技能を身につけるため」(35.8%)、「よい大学に入り、よい会社に就職するため」(34.5%)と回答しています。過去の調査と比較すると、「よい大学に入り、よい会社に就職するため」の割合が増え、予測の難しい将来を見据えながら、就職を意識して勉強している傾向が強くなっています。【図表12】

また、平成25年度～平成30年度実施の「全国学力・学習状況調査」の問題B「主に活用に関する問題」における、本県の児童生徒の学力の状況を見ると、各教科(国語・算数(数学))の平均正答率は、小学校において全国平均を下回る傾向にありますが、中学校においては近年、全国平均を上回る傾向にあります。【図表13】

これは、県全体で取組を進めている「やまなしスタンダード～授業づくりの7つの視点」による義務教育9年間を見通した授業づくりの取組や「学力向上対策事業」における授業改善、教員の資質向上、家庭・地域との連携等の成果が出てきていると考えられます。

変化の激しい時代だからこそ、AI(人工知能)とは異なる人間ならではの感性を働かせて、社会や人生をより豊かなものにしたり、現在では想像できない未来の姿を描き、実現したりすることができます。2020(令和2)年度より小学校から順次、新学習指導要領が全面実施となります。各学校は、社会と目標を共有し、主体的・対話的で深い学びにより未来の創り手として必要な資質・能力を育むことが求められています。

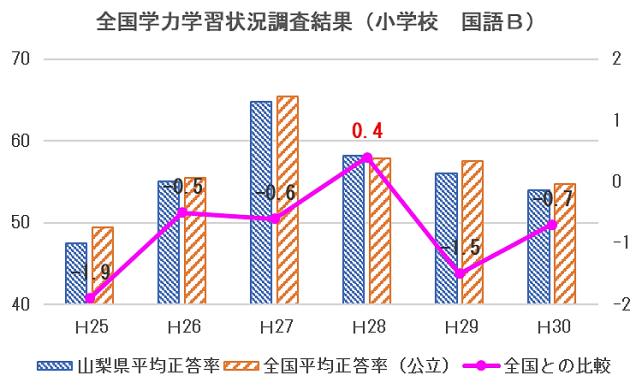
【図表12】 どうして勉強をしなければならないと思うか(山梨県)



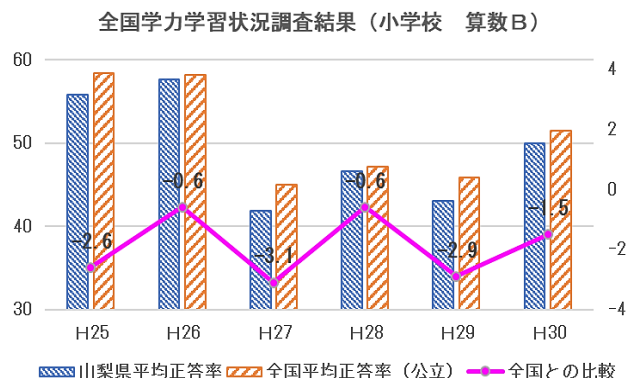
資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(平成30年)

【図表 1 3】 全国学力・学習状況調査の結果（全国・山梨県）（単位：点）

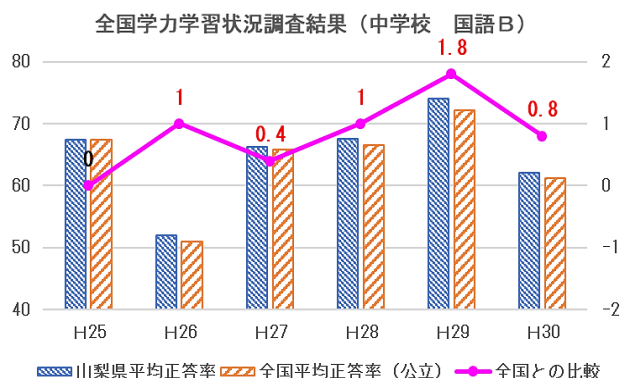
【図表 1 3-1】



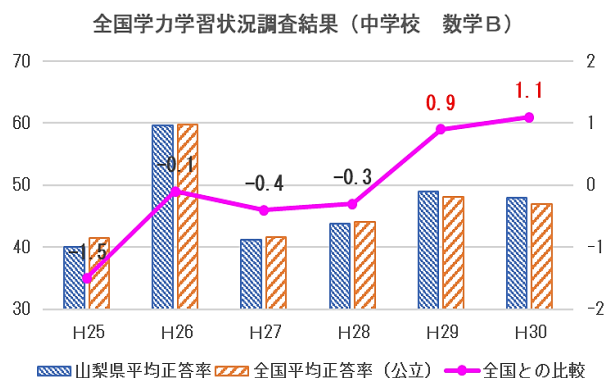
【図表 1 3-2】



【図表 1 3-3】



【図表 1 3-4】



* 問題Bは、主に活用に関する問題。問題Bを取り上げた理由は、新学習指導要領の中でも重視されている未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力の育成」に関する指標となるものであるため。

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成25年～平成30年）

全国学力・学習状況調査とは

◇調査の目的：義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策、児童生徒への教育指導の充実や学習状況等の改善を図る

◇調査対象：国・公・私立学校の小学校第6学年，中学校第3学年

◇調査内容

- ① 教科に関する調査（国語，算数・数学） H31年度調査から英語が加わった
 - 問題A 身につけておかなければならない知識・技能等
 - 問題B 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力等
 平成31年度調査問題からは，上記AとBを一体的に問うこととなった
- ② 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

②体力・運動能力の状況

「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）」の結果、小学5年生と中学2年生の体力合計点は、全国平均値、本県平均値共に前年度の結果を下回りました。本県の中学2年生の体力合計点は、男女共、4年連続で全国平均を上回りましたが、小学5年生の体力合計点は、男女共、全国平均値を下回り、全国平均値との差が前年度よりやや開きました。このことから、子供・若者の体力は、平成30年度までは全体として改善傾向にあったものの、全国、本県共に危ぶまれる状況にあると言えます。【図表14-1】

また、1週間で420分以上運動を行う割合は、小学5年生と中学2年生の男女共、全国平均を上回っていますが、中学2年生女子以外は前年度を下回りました。全国、本県共に低下傾向にあることから、子供・若者の運動の日常化が危ぶまれる実態も明らかになっています。【図表14-2】

一方、測定種目別にみると、ボール投げの記録が低下傾向であることが課題です。要因の一つとして、物を投げる運動や遊びの経験が少なくなっていることが考えられます。

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、生きる力を支える上で重要な要素です。このため、家庭、学校、地域社会が連携・協力して、子供・若者が様々なスポーツに出会い、しなやかな心を培い、幸福な生活を営むことができるスポーツライフを実現していくことが重要です。

【図表14-1】体力合計点の比較（全国・山梨県）

		全 国	山梨県	全国との差
小学5年生	男子	53.61点	52.91点	-0.70(-0.60)点
	女子	55.59点	54.84点	-0.75(-0.50)点
中学2年生	男子	41.69点	42.41点	+0.72(+0.96)点
	女子	50.22点	51.08点	+0.86(+0.74)点

() は前年度の全国との差

【図表14-2】1週間で420分以上運動を行う小中学生の割合（全国・山梨県）

		H29	H30	R1	R1全国平均
小学5年生	男子	59.1%	56.9%	55.6%	51.5%
	女子	33.3%	34.0%	31.6%	30.1%
中学2年生	男子	88.0%	88.2%	86.2%	83.5%
	女子	69.8%	65.3%	67.4%	61.7%

資料：県スポーツ健康課

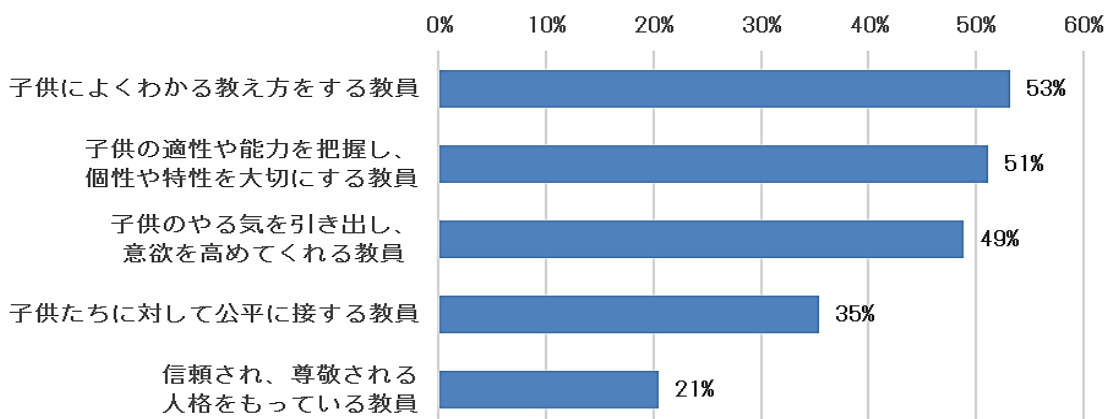
「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」

③学校教育に対する意識

平成30年の「やまなしの教育に関するアンケート調査」の結果によると、保護者が望ましいと思う教員像は、「子供によくわかる教え方をする教員」(53%)が最も多く、続いて、「子供の適性や能力を把握し、個性や特性を大切にする教員」(51%)、「子供のやる気を引き出し、意欲を高めてくれる教員」(40%)と回答しています。このことから、保護者は子供一人ひとりに対して可能性を最大限引き出し、きめ細かく対応してくれる教員を望んでいることがわかります。【図表15】

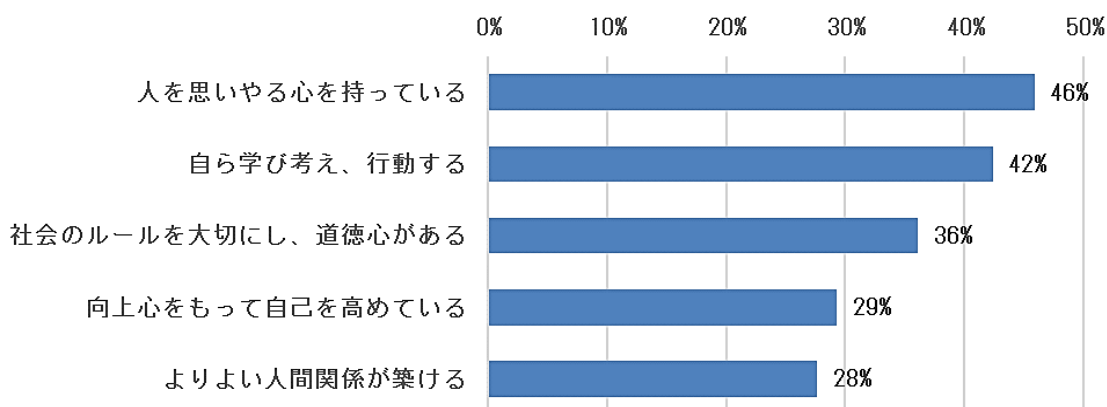
また、「やまなし教育」に期待する人づくりでは、「人を思いやる心を持っている」(46%)が最も多く、「自ら学び考え、行動する」(42%)、「社会のルールを大切にし、道徳心がある」(36%)と続いています。思いやりの心や道徳心を持ち、主体的に学び考え、行動する人づくりが期待されています。やまなしの未来を担う子供・若者を育てるため、学校教育はもちろん、家庭、地域社会が一体となって教育を推進していく必要があります。【図表16】

【図表15】保護者が望ましいと思う教員像（上位5位）（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

【図表16】これからの「やまなし教育」にどのような人づくりを期待するか（上位5位）（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

(7) 子供・若者の社会参加活動

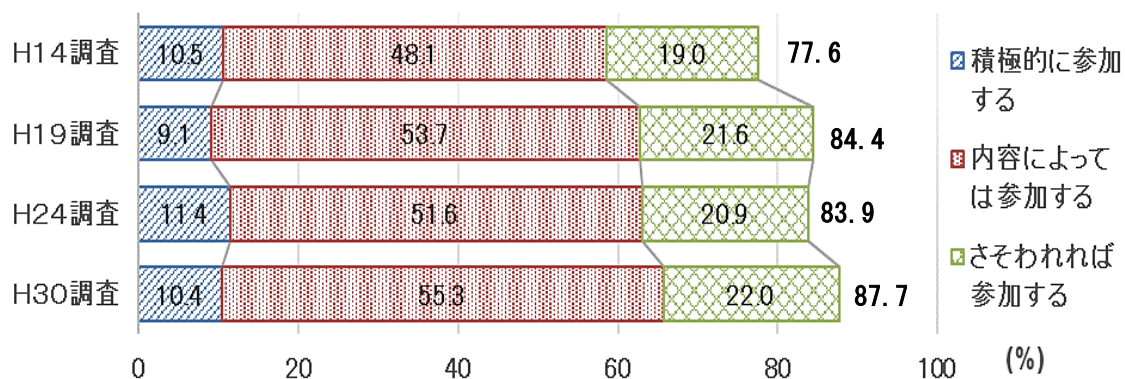
都市化や雇用状況の変化、地域コミュニティの形骸化などから、地域への帰属意識が低下し、若者の地域離れが進んでいると言われています。

本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、「地域をよくするための活動があれば参加するか」と聞いたところ、「積極的に参加する」「内容によっては参加する」「さそわれれば参加する」とする「参加意向」の回答は87.7%であり、過去調査との比較でも高い割合を示しています。【図表17】

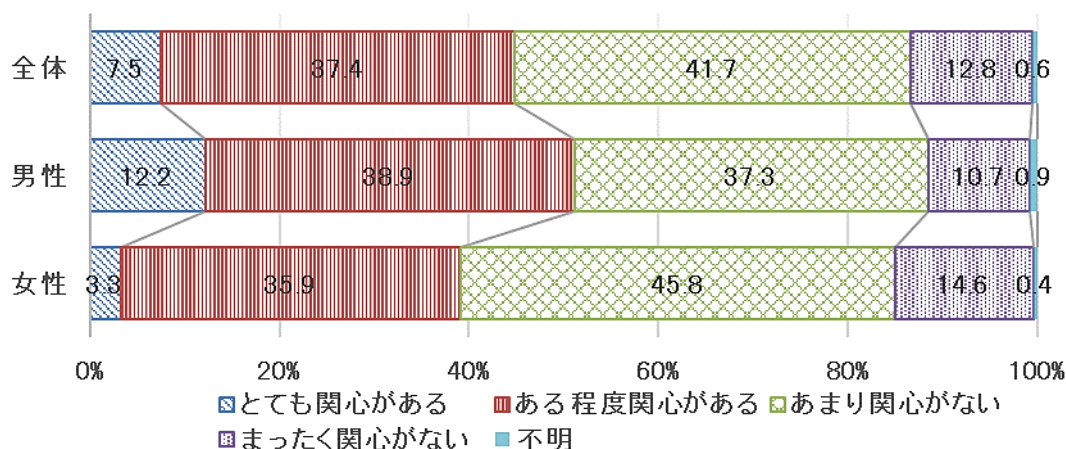
その一方で、「国や地方の政治に関心があるか」と聞いたところ、「とても関心がある」「ある程度関心がある」とする「関心がある意向」の回答は、44.9%であり、「あまり関心がない」「まったく関心がない」とする「関心がない意向」の54.5%を下回る結果となりました。【図表18】

社会や地域の将来に関心を持ち、子供・若者の健全育成や福祉や防災活動などのボランティア活動を通じて、社会の構成員として様々な分野で貢献できる子供・若者の育成が求められています。

【図表17】 地域をよくするための活動があれば参加するか（参加意向）（山梨県）



【図表18】 国や地方の政治に関心があるか（山梨県）



資料（図表17・18）：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

(8) 若者の就労状況と意識

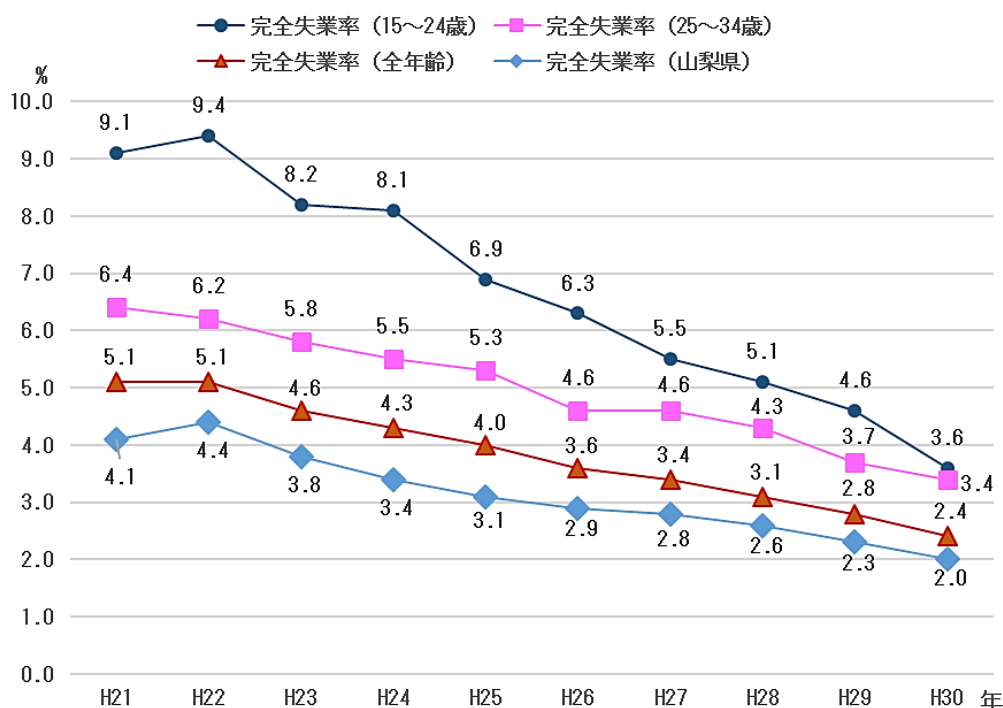
平成30年の「労働力調査」(総務省)によると、全国の若年層(15歳～34歳)の完全失業者は、60万人と、前年に比べ8万人減少しています。また、完全失業率は、15歳～24歳は3.6%、25歳～34歳は3.4%と低下してきています。【図表19】

また、同調査によると、15歳から34歳までの若者のうち、フリーターとして働いている若者は全国で143万人に及んでいますが、平成23年の184万人からは少しずつ減少しています。【図表20】

しかし、平成30年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」(山梨県)によると、「しかたがないから続ける」が、平成14年の4.5%から、調査を重ねるごとに増加し、平成30年には20.2%となっており、就職はしたものの必ずしも望んだ職に就けていない現状が読み取れます。【図表21】

このような中、各学校段階でのキャリア教育の充実やインターンシップなどを通じて職業意識を醸成していくことや、県内企業等との連携により若年求職者とのマッチングの機会を充実させるとともに、就労が困難な若者には、状況に応じた相談支援や社会体験、職業能力開発の支援などの機会を充実させることが必要となってきています。

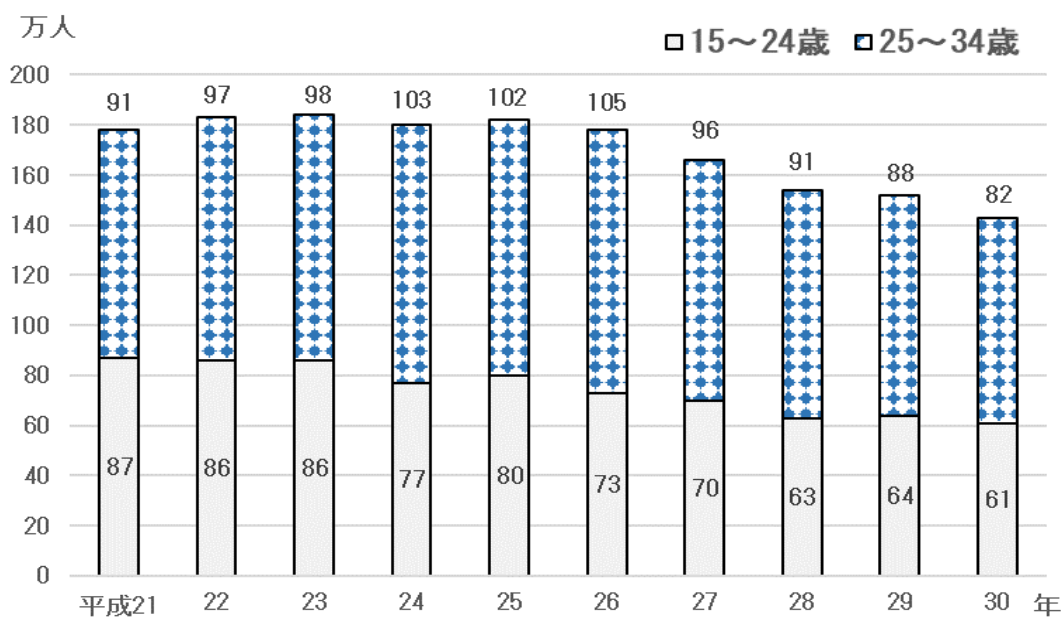
【図表19】完全失業率の推移(山梨県・全国)



*完全失業率とは、労働力人口(15歳以上の働く意欲のある人)のうち、完全失業者(職がなく、求職活動をしている人)が占める割合で、雇用情勢を示す重要指標のひとつ。

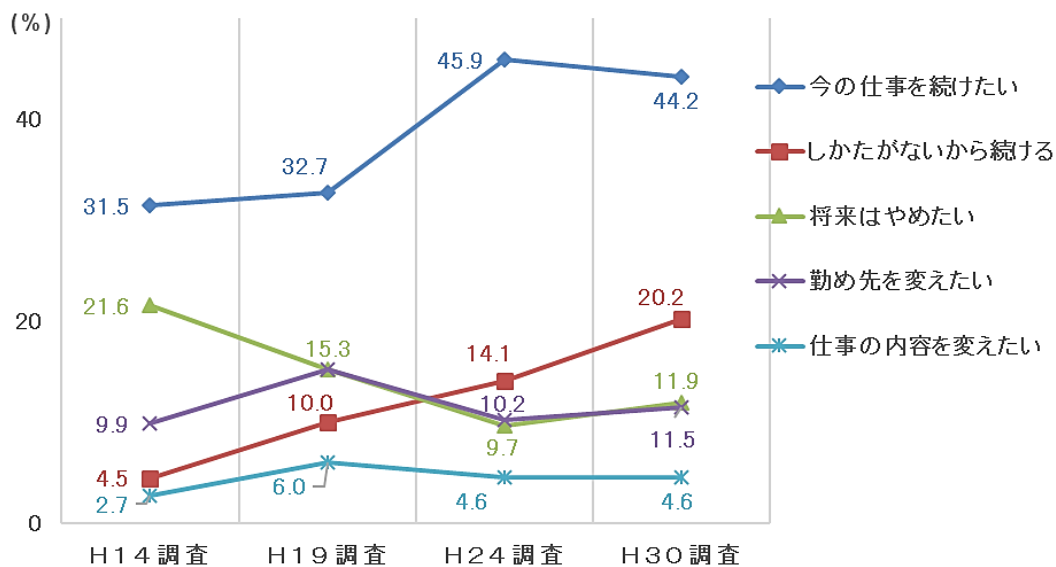
資料：総務省「労働力調査」(平成21年～平成30年)

【図表20】フリーターの推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」（平成21年～平成30年）

【図表21】今の仕事についてどう考えているかの推移（山梨県）



資料：社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

2. 困難を有する子供・若者

(1) ニート（若年無業者）

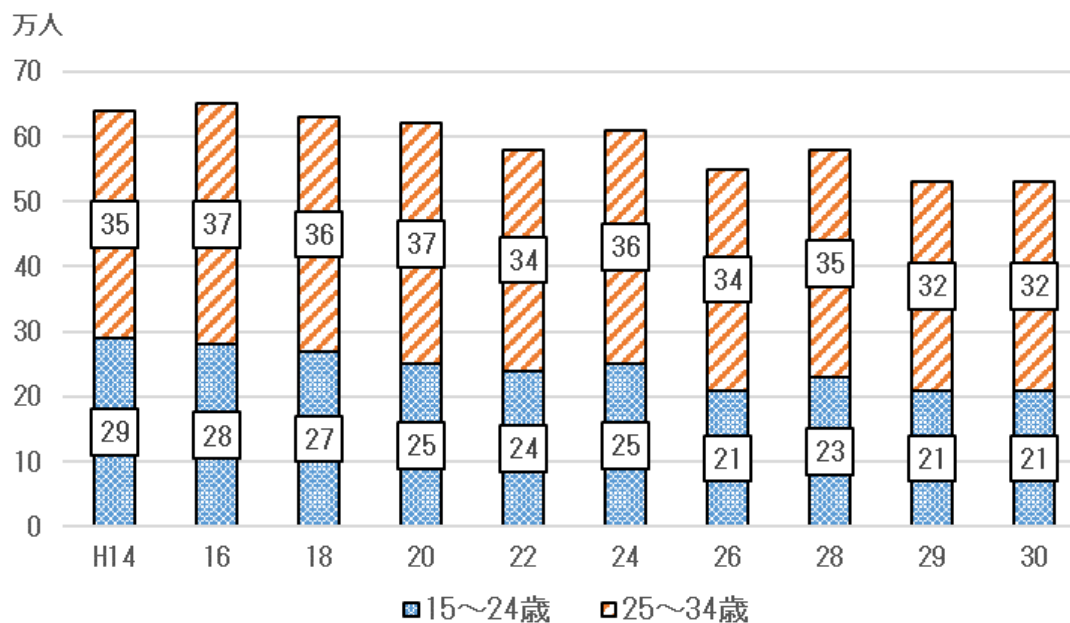
総務省は、ニート（若年無業者：「Not in Employment, Education or Training」の頭文字からとった造語）を、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者と定義していますが、その数は平成14年以降、おおむね横ばいで推移しています。

平成30年の「労働力調査」（総務省）によると、ニートは全国で約53万人いるとされており、景気回復が進みつつあるとはいえ、若年層の人口そのものが減少していることを考慮すると、高止まりの状況にあるといえます。【図表22】

平成30年の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、ニートになると思われる要因は何かと尋ねたところ、「人間関係」63.2%、「本人のやる気の問題」62.2%、「家庭環境」53.7%等が上位を占めています。【図表23】

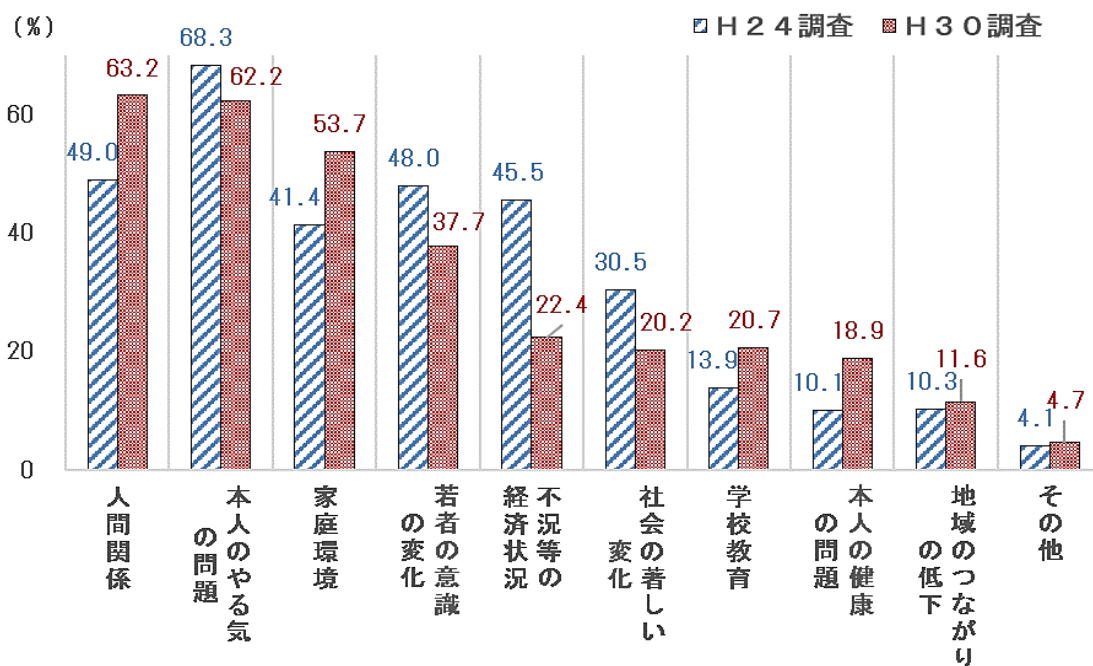
その一方で、総務省が実施した「就業構造基本調査」によると、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、「病気やけがのため」「知識・能力に自信がない」「急いで仕事につく必要がない」といった回答が見られ、一般の子供・若者と当事者との間で、意識の相違が見られました。【図表24】

【図表22】ニート数の推移（全国）



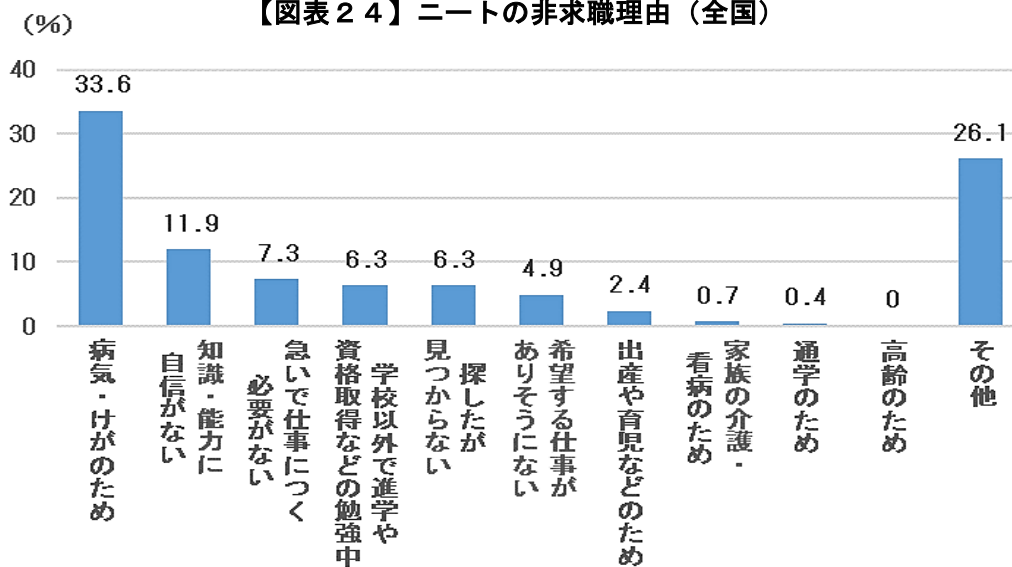
資料：総務省「労働力調査」（平成14年～平成30年）

【図表23】ニートになると思われる要因は何か（山梨県）



資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

【図表24】ニートの非求職理由（全国）



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成29年）

ニートについては、働くことの大切さやさまざまな職業に対する見方・考え方を深めるとともに、相談支援の充実や職場適応・定着化に向けた取組を推進する必要があります。また、その支援に当たっては、一人ひとりの抱えている課題をよく把握し、その状況に応じて、総合的な支援を実施することも必要です。

(2) ひきこもりの子供・若者

平成28年の内閣府「若者の生活に関する調査報告書」によると、15歳～39歳の家や自室に閉じこもって外に出ない子供・若者の「ひきこもり」は、全国で54.1万人と推計されています。【図表25】

県内の12～30歳の子供・若者の「ひきこもり群」及び「ひきこもり親和群」（ひきこもりを共感・理解しともすると閉じこもりたいと思うことがある人たち）は、全体の10.9%と推計され、「ひきこもり親和群」の割合は内閣府の調査よりも高くなっています。【図表26】

また、「ひきこもり群」が外出しなくなったきっかけとしては、「人間関係がうまくいかなかった」40.6%、「不登校」31.3%、「学校になじめなかった」25.0%の割合が高くなっています。【図表27】

【図表25】 広義のひきこもりの推計数（全国）

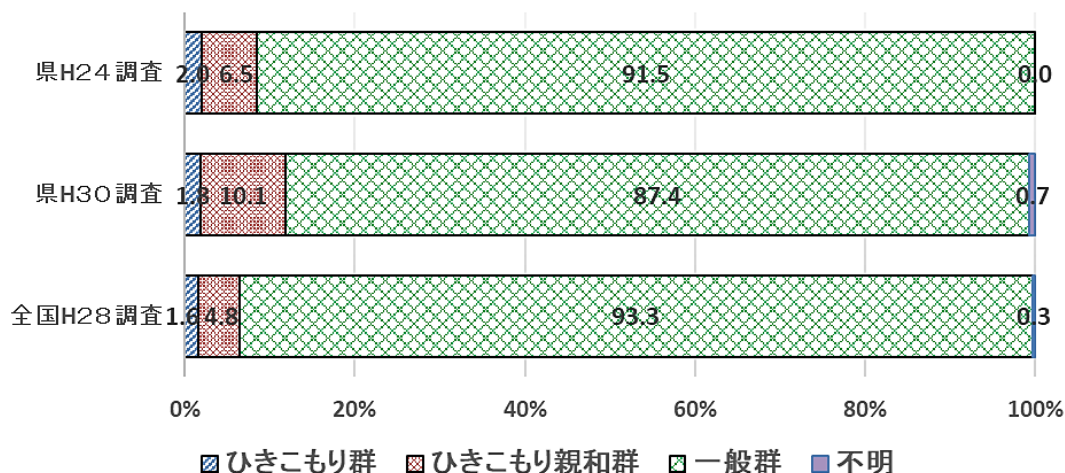
総務省「人口推計」（2015年）によれば、15～39歳人口は3,445万人なので、広義のひきこもりの推計数は下記の計算より54.1万人となる。

	〔該当人数（人）〕	〔有効回収率に占める割合（%）〕	〔全国の推計数（万人）〕
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	33	1.06	36.5
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1
自室からは出るが、家からは出ない又は 自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5
計	49		

準ひきこもり 36.5万人
 +
 狭義のひきこもり 17.6万人
 ||
 広義のひきこもり 54.1万人

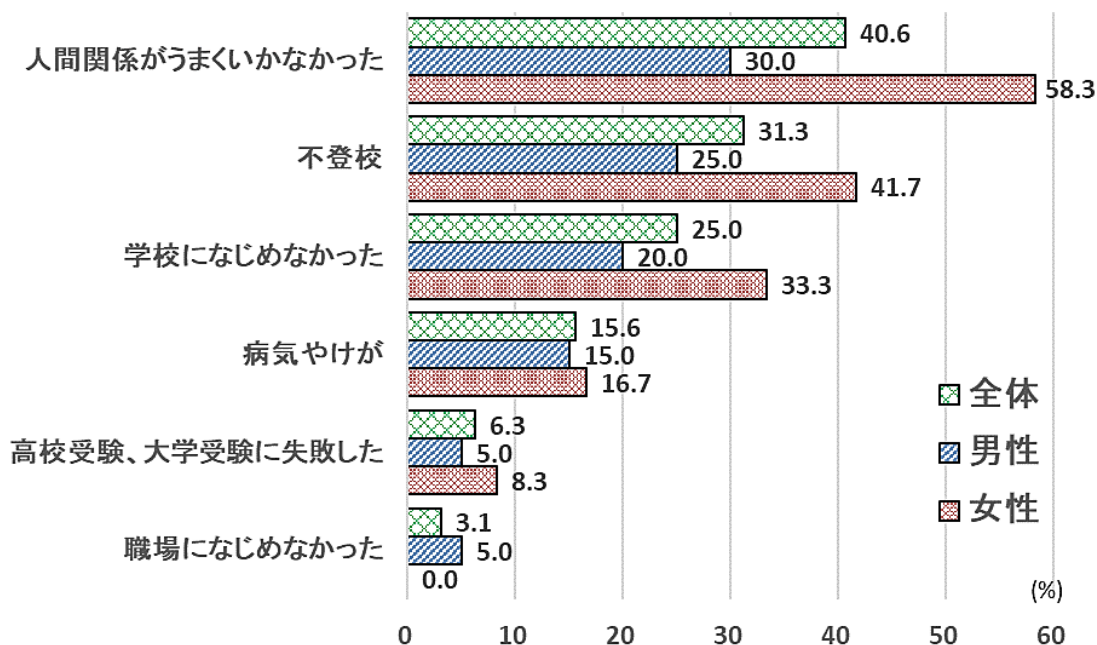
資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（平成28年）

【図表26】 「ひきこもり群」「ひきこもり親和群」「一般群」の割合（全国・山梨）



資料：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

【図表27】外出しない状況になったきっかけは何か（ひきこもり群）（山梨県）



資料：社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

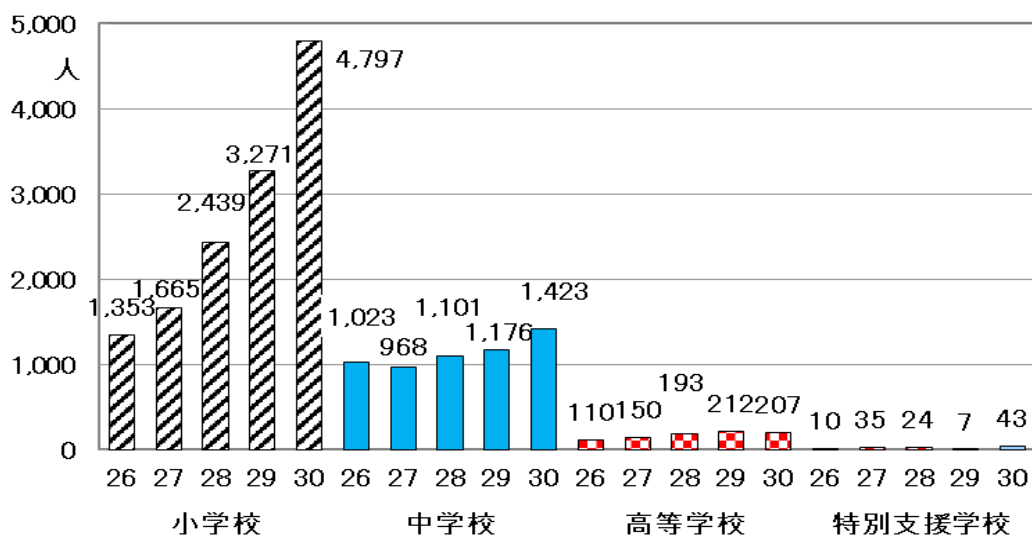
平成30年には、内閣府による中高年を対象としたひきこもり調査も行われ、ひきこもりの長期化・高齢化も問題となっています。ひきこもりの要因は様々であることから、本人や家族は、それぞれ異なる悩みやニーズを持っています。そのため、本人や家族の相談に適切に対応し、当事者のニーズに応じてアウトリーチ（訪問支援）等を中心として、時間をかけて寄り添う継続的な伴走支援が必要になります。

(3) いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況

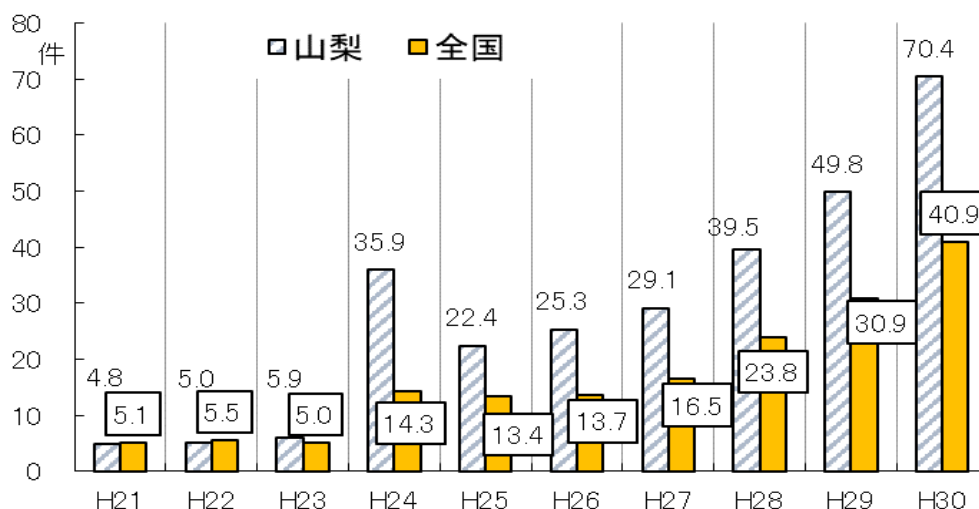
平成30年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)によると、本県はいじめの認知件数は、小学校で4,797件、中学校で1,423件、高等学校で207件、特別支援学校では43件、合計6,470件となっており前年度に比べ大幅に増加しています。【図表28・29】

これは、平成25年の「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、いじめ発見のきっかけとなる「アンケート調査」の実施をする際、積極的に認知する姿勢が学校現場に浸透したほか、ささいな悪ふざけ等も見逃すことなく早期発見に努めるようになったことが要因と考えられます。

【図表28】いじめ認知件数の推移(山梨県)



【図表29】1000人当たりの認知件数(全国・山梨県)



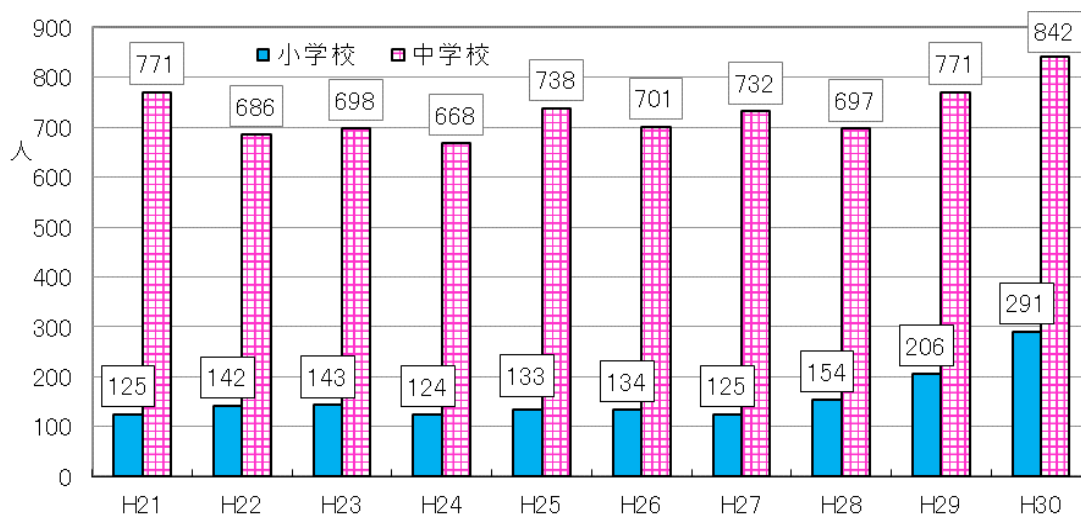
資料(28・29): 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

県内の平成30年度不登校児童生徒数は、小学校で291人、中学校で842人、合計1,133人となっています。【図表30】

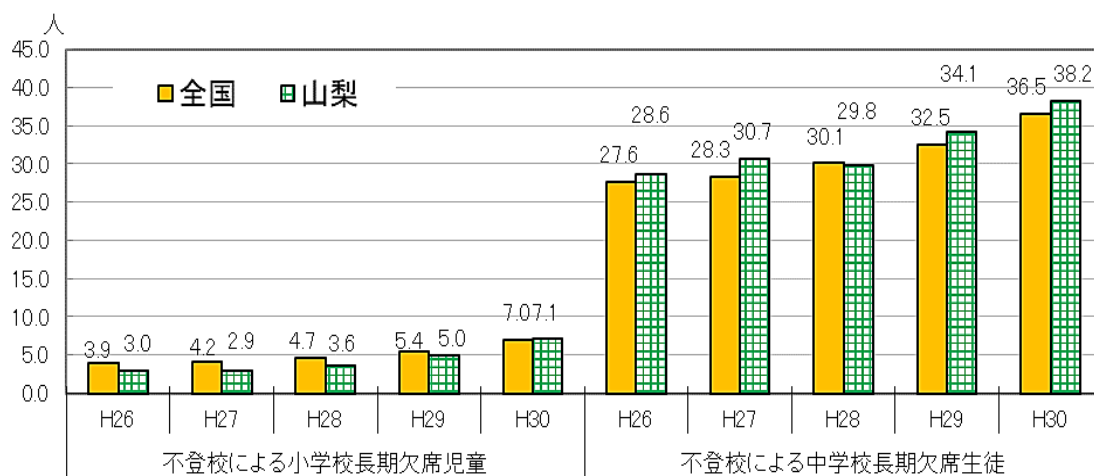
1,000人当たりの不登校児童生徒数でみると、小学校児童は7.1人と全国平均を0.1人上回り、中学校生徒は38.2人と全国平均を1.7人上回っています。【図表31】

中学校段階から不登校が増加するのは、小学校から中学校に進学した際に、学習内容や生活リズムの変化になじむことができずに不登校となる「中1ギャップ」が原因と考えられています。

【図表30】不登校児童生徒数（年度間30日以上）（山梨県）



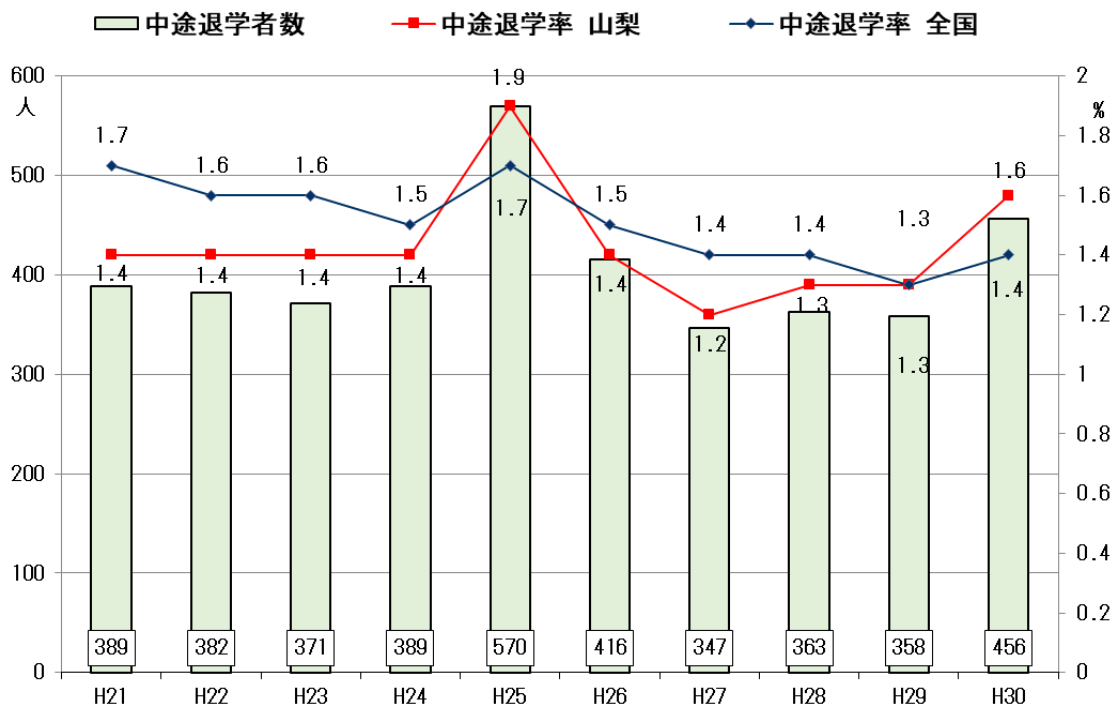
【図表31】不登校児童生徒数比率（年度間30日以上）
（生徒1000人当たり）（全国・山梨県）



資料(30・31)：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

一方、平成30年度の高等学校の中途退学者は、前年度より98人増加の456人で、在籍者数に占める割合（中途退学率）は1.6%になっています。【図表32】

【図表32】中途退学者数及び中途退学率の推移（全国・山梨県）

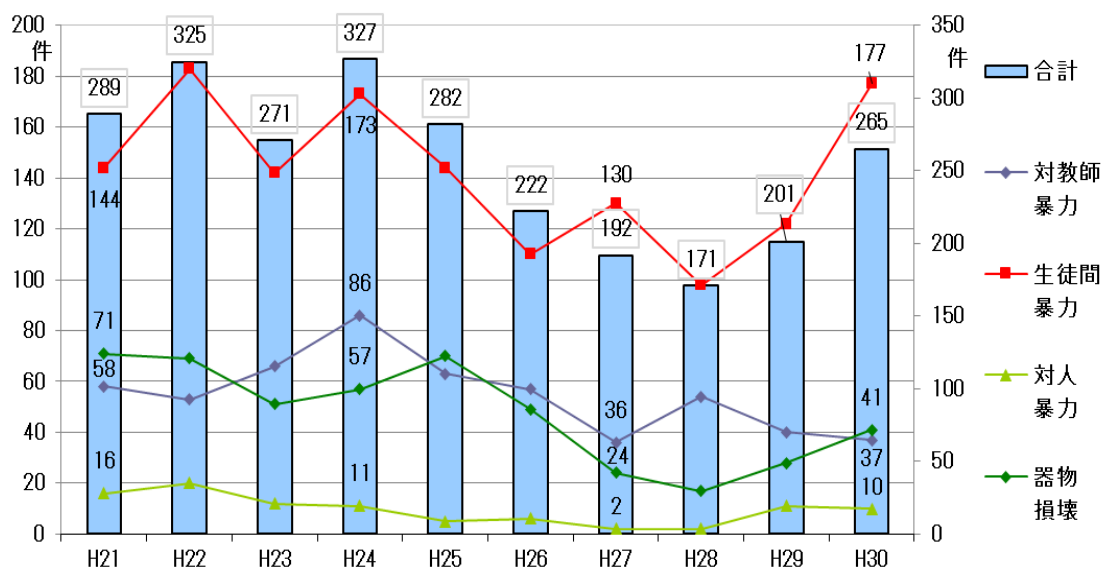


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

本県の公立小・中学校及び県立高等学校における児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は、平成30年度、265件であり、前年度と比較して64件増加しています。【図表33】

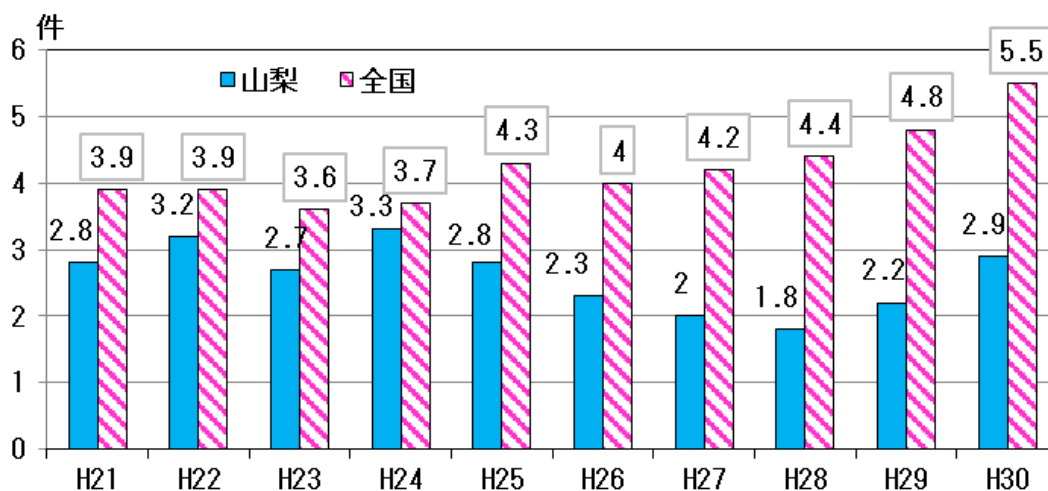
1000人当たりの暴力行為発生件数で見ると、2.9件と全国平均を2.6件下回り、落ち着いた状況となっています。【図表34】

【図表3-3】暴力行為の発生件数の推移（山梨県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

【図表3-4】暴力行為1000人当たりの発生件数（全国・山梨県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

児童生徒の問題行動への対応には、学校と家庭、地域社会、関係機関が緊密に連携を図り、一人ひとりの児童生徒の抱える様々な問題に応じた相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

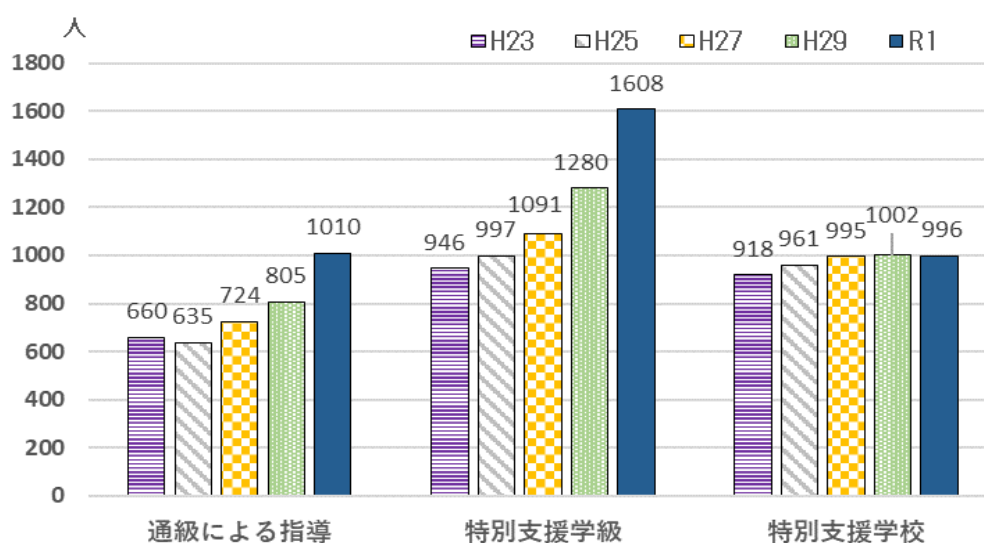
(4) 障害のある子供・若者

「山梨の特別支援教育」によると、県内の公立小・中学校の通級による指導利用者数や特別支援学級在籍者数は年々増加しています。【図表35】

また、小・中学校及び高等学校の通常の学級における特別な支援を必要としている児童生徒も増加を続けており、特に、小学校において顕著です。【図表36】

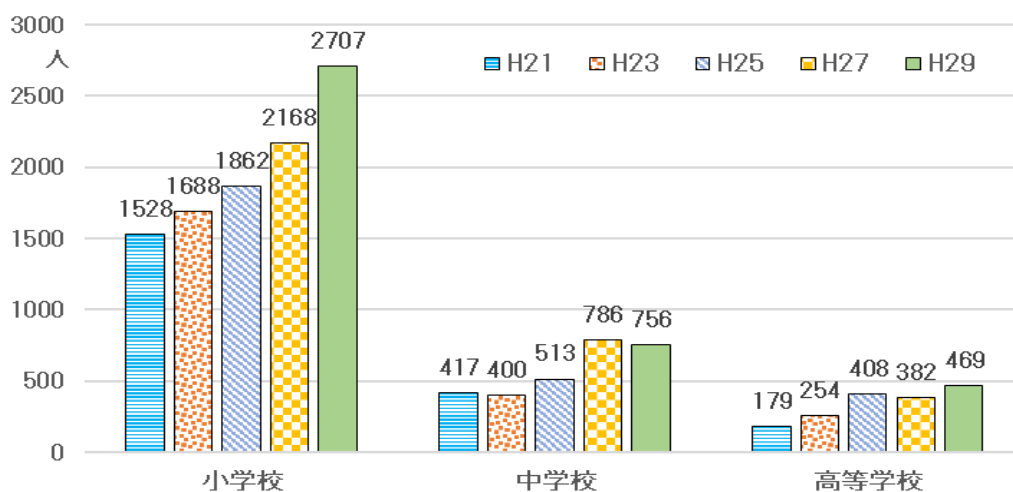
こうした状況から、障害のある子供・若者に対する支援を強化するとともに、県民及び社会全体の理解を深めていく必要があります。

【図表35】通級による指導、特別支援学級、特別支援学校対象者数の推移（山梨県）



資料：高校改革・特別支援教育課「山梨の特別支援教育」（平成23年～令和元年）

【図表36】通常の学級における特別な支援を必要としている児童生徒の状況（山梨県）



資料：高校改革・特別支援教育課「小・中学校における特別支援教育に関する調査」

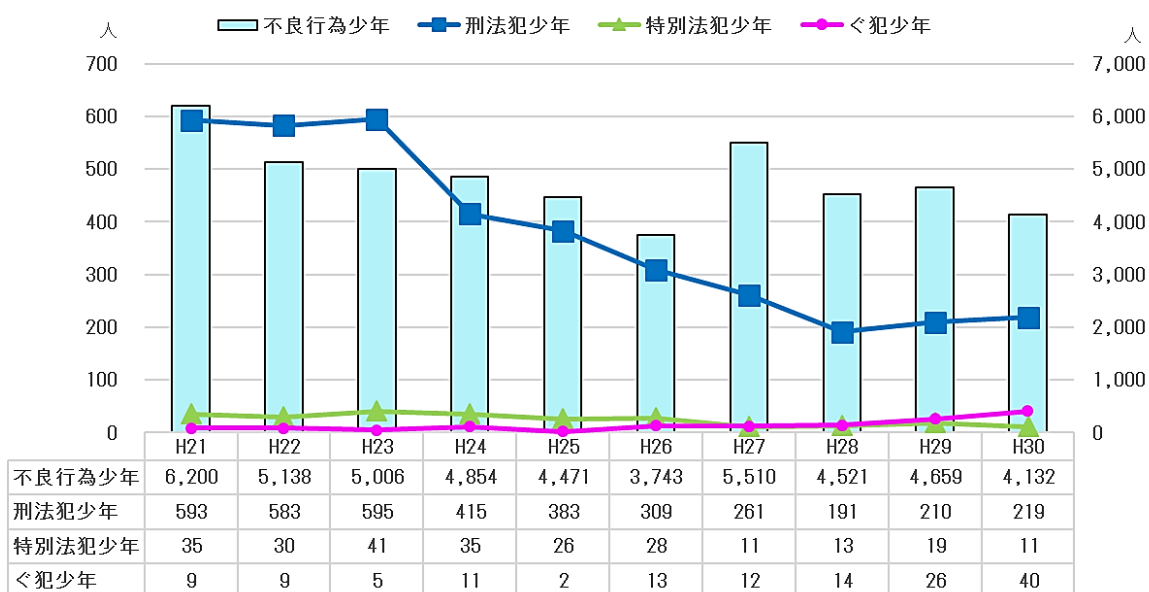
高校改革・特別支援教育課「高等学校における特別な支援を必要とする生徒の状況調査」

(5) 少年非行の状況

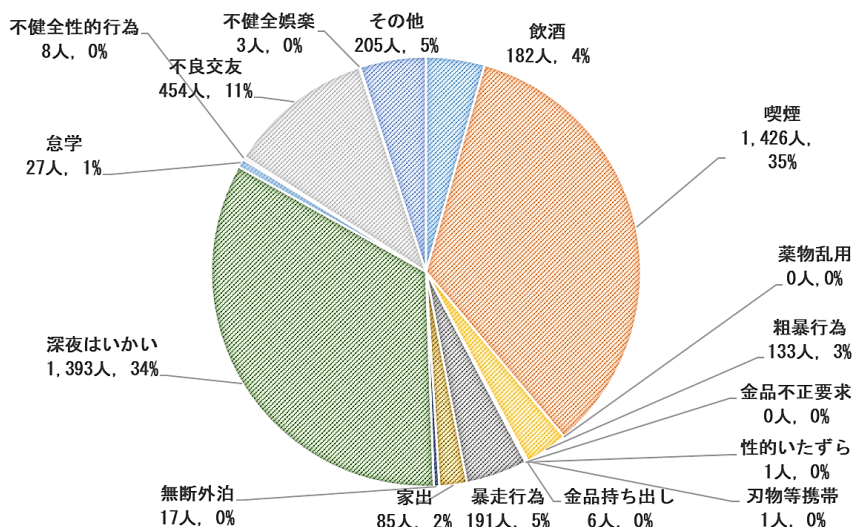
本県の青少年非行の状況は、刑法犯は減少傾向、不良行為は横ばい状態にありますが、共犯や再犯の防止など依然予断を許さない状況にあります。【図表37】

不良行為少年の行為別補導状況としては、喫煙が最も高く35%、次いで深夜はいかがい34%を占めています。また、学職別状況では、高校生が30%と最も高く、年齢別状況では17歳が29%、16歳が26%と、他の年齢と比較すると割合が高くなっています。【図表38～40】

【図表37】 過去10年間の少年非行の推移（山梨県）

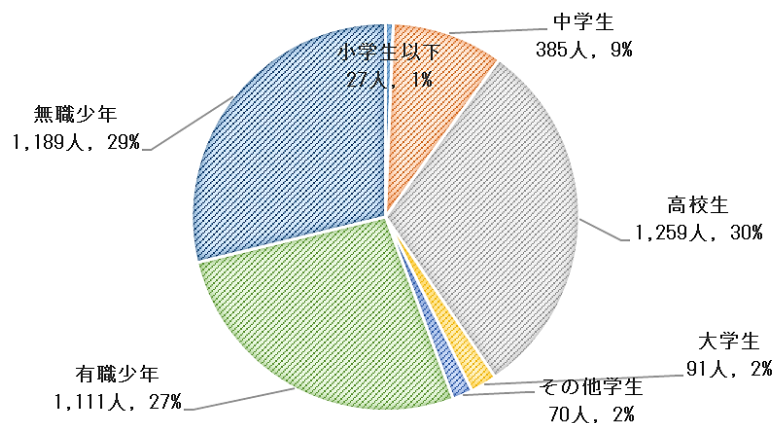


【図表38】 不良行為少年行為別補導状況（平成30年：山梨県）

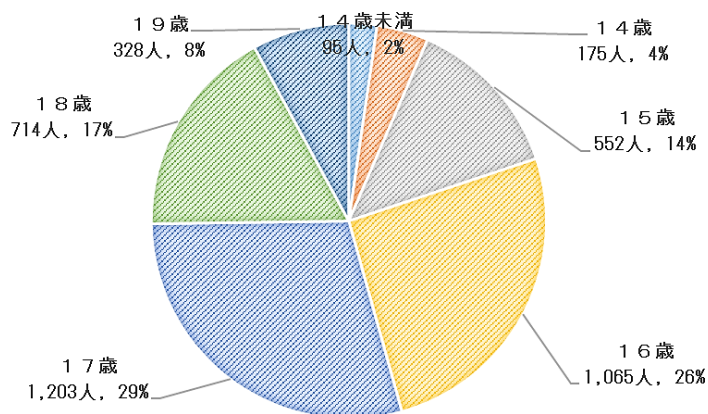


資料（図表37・38）：県警察本部少年・女性安全対策課「少年非行統計」（平成30年）

【図表39】不良行為少年学職別状況（平成30年：山梨県）



【図表40】不良行為少年年齢別状況（平成30年：山梨県）

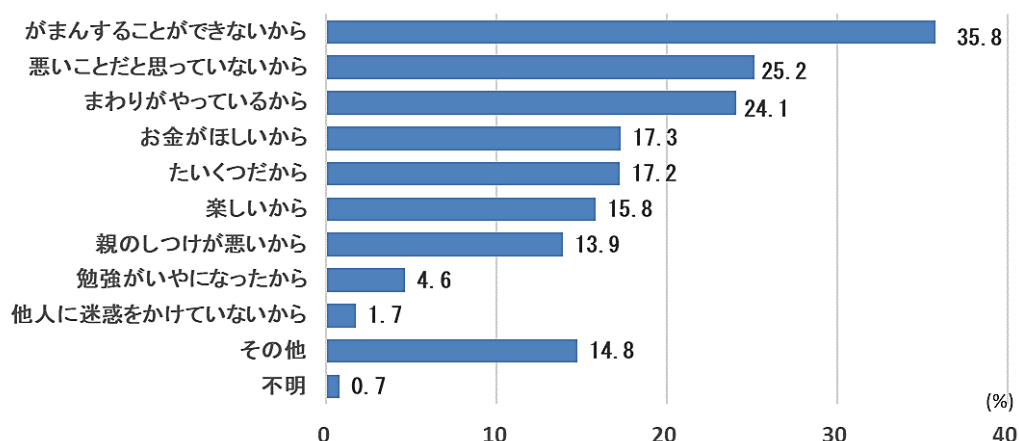


資料（図表39・40）：県警察本部少年・女性安全対策課「少年非行統計」（平成30年）

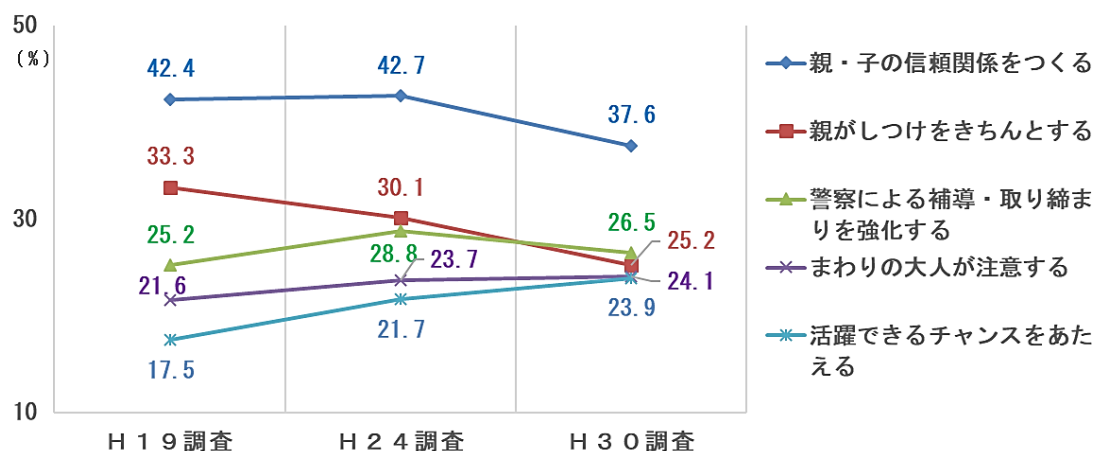
「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、「シンナー、薬物、万引き、暴力行為、恐喝などの非行をするのはなぜか」に対し、「がまんすることができないから」35.8%、「悪いことだと思っていないから」25.2%、「まわりがやっているから」24.1%と回答した割合が高くなっています。また、「非行をなくすためには何が必要か」に対して、「親子の信頼関係を作る」が37.6%と最も高くなっていますが、過去調査と比較すると、「親がしつけをきちんとする」が25.2%と減少する一方で、「活躍できるチャンスをあたえる」が23.9%と高くなってきています。【図表41・42】

青少年の非行の未然防止のため、子供・若者がそれぞれの個性を生かし活躍できる場や機会を地域社会の中で設けていくことが大切です。また、問題行動への早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくりなど、立ち直りを支援していく必要があります。

【図表41】シンナー、薬物、万引き、暴力行為等の非行をするのはなぜか（山梨県）



【図表42】非行をなくすためには何が必要か（過去調査との比較）（山梨県）



資料（図表41・42）：県社会教育課「子ども・若者の意識と行動に関する調査」（平成30年）

(6) 子供の貧困の状況

「やまなし子どもの生活アンケート」(平成29年)によると、本県の子供の相対的貧困率は、10.6%(約9人に1人の割合)となっています。平成28年に政府が発表した「国民生活基礎調査」の結果によると、国全体の子供の貧困率は13.9%(約7人に1人の割合)で、本県の子供の貧困率の方が低くなっています。【図表43】

子供の貧困の問題は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さ、学習を含めた様々な体験の機会の喪失、自己肯定感、自尊感情の低下など様々な問題を含んでいます。また、経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭なども増加しており、世代を超えて貧困の状況がつかがっていく「貧困の連鎖」も課題となっています。【図表44】

家庭の経済状況等によって、子供や若者の将来の夢が絶たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることがないように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求められています。

【図表43】山梨県の子供の相対的貧困率(平成29年)

子供の相対的貧困率 **10.6%**

回収された3,105世帯(保護者回答)のうち、算出が可能な2,472世帯を、国民生活基礎調査の貧困線を境界とし、2区分した。

	保護者	子供
貧困線に満たない世帯 (平成28年国調査122万円未満の世帯)	247	182
貧困線を上回る世帯 (平成28年国調査122万円以上の世帯)	2,225	1,640
合計	2,472	1,822

※1 相対的貧困率

国民全員を年間の所得額に応じて並べたとき、ちょうど真ん中に位置する人の所得(中央値)の半分の額(貧困線)に満たない人の割合を言う。

※2 子供の貧困率

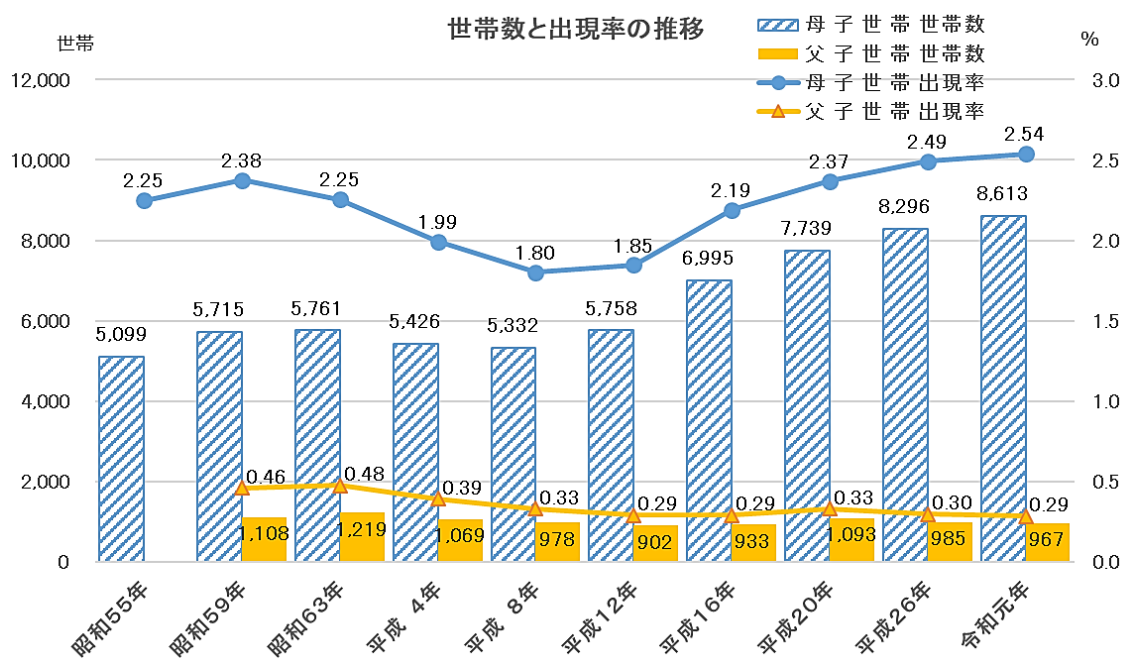
子供の貧困率は、所得が中央値の半分(貧困線)に満たない世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を指す。平成28年度の調査では、中央値が244万円、貧困線は、122万円となっている。

※3 表中の「子供」については、小学1年生への調査を実施していないため、保護者数を下回っている。

資料：県社会教育課「やまなし子どもの生活アンケート」(平成29年)

児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の推移をみると、父子世帯割合は横ばい状態ですが、母子世帯は平成8年を境に増加傾向にあります。本県における令和元年の母子世帯数は8,613世帯あり、児童がいる全世帯の2.54%となっています。ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており子供の進学等への影響が懸念されています。【図表44】

【図表44】ひとり親家庭の推移（山梨県）



* 父子世帯の調査は、昭和59年から実施

資料：県子ども福祉課「山梨県ひとり親家庭等実態調査」（昭和55年～令和元年）

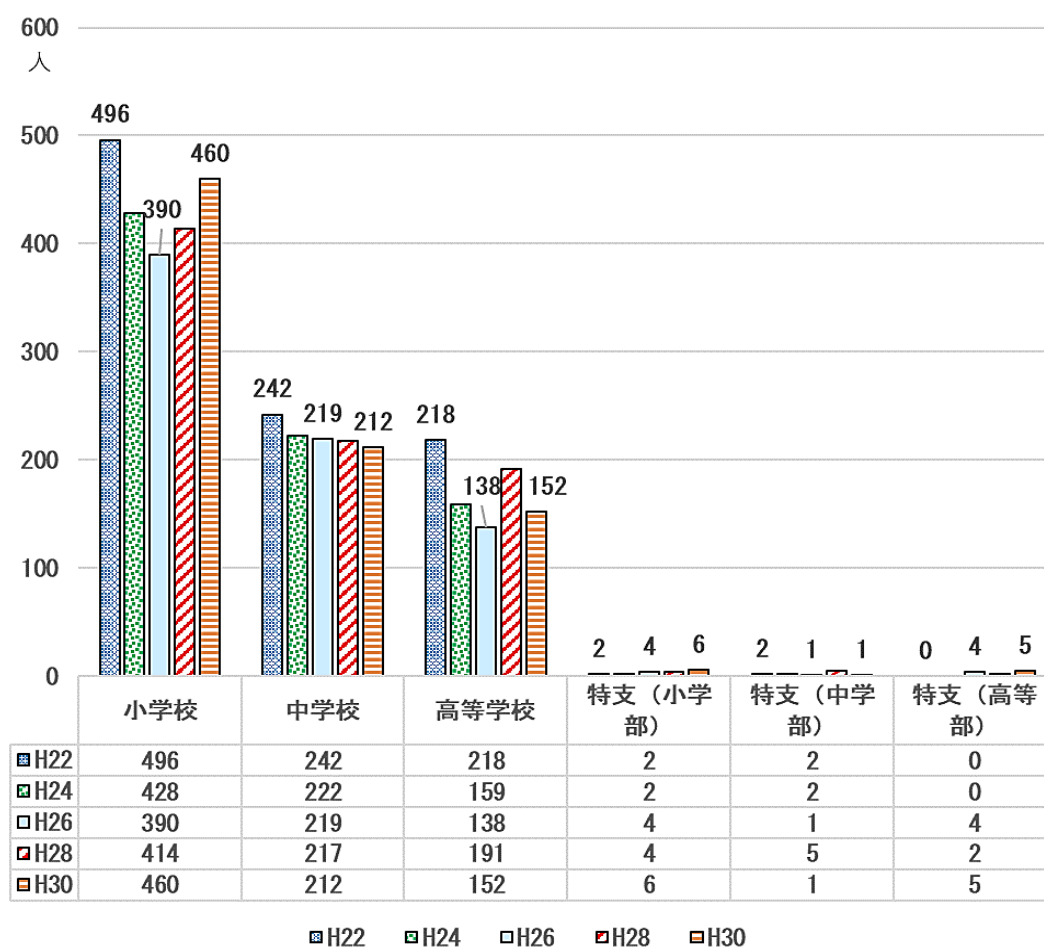
(7) 外国人児童生徒

本県の「学校基本調査」によると、公立学校に在籍する外国人の子供の数（平成30年発表）は、小学校は460人、中学校は212人、高等学校は152人となっていて、ここ数年増加傾向にあります。【図表45】

また、日本語指導が必要な子供の数も平成30年度は、小学校260人、中学校59人、高等学校・特別支援学校の8人を合わせると、合計327人で、平成24年度と比べると134人の増加です。【図表46】

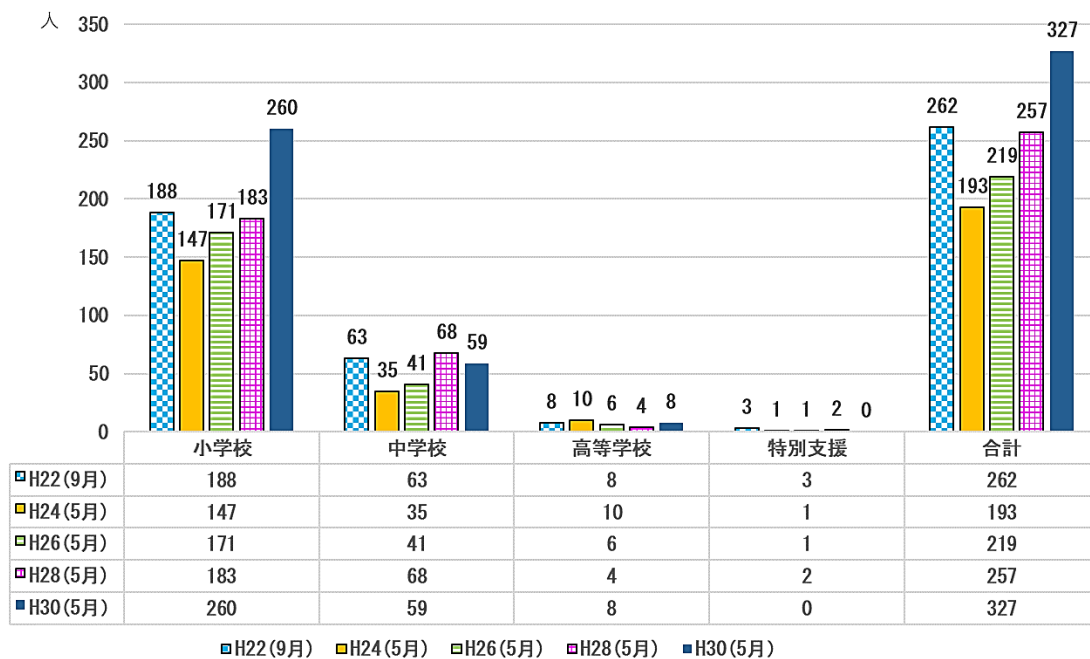
しかし、小学1年生から中学3年生の外国人児童生徒のうちで、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足、家庭で弟妹の世話をする必要があるなど様々な理由で、学齢期でありながら就学していない子供たちが社会問題となっています。外国人には就学義務は課されていませんが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れています。

【図表45】外国人児童生徒数の推移（山梨県）



資料：県統計調査課「学校基本調査」（平成30年）

【図表46】日本語指導が必要な外国人児童生徒（山梨県）



資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

平成31年4月より新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後、本県に就労・在住する外国人の数も増加していくことが予想されます。言葉や生活習慣の違いなど困難を抱える在住外国人の子供についても、同じ地域の一員として健やかに成長していけるよう、地域全体の意識の醸成を図る取組や教育環境の整備等を行う必要があります。

(8) 子供・若者の自殺の状況

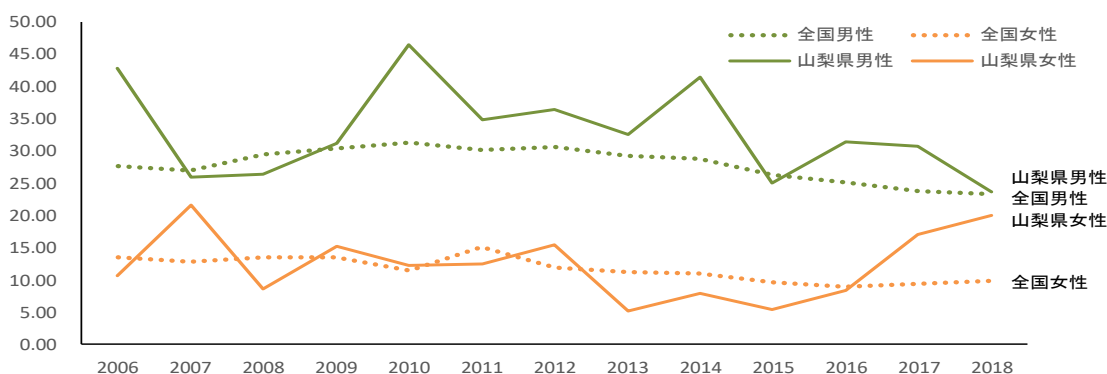
近年、本県の20歳代の自殺死亡率は、全国より高くなっています。【図表47】

10歳代後半から20歳代は、生徒・学生から社会人へとライフステージが大きく変化する時期で、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちです。【図表48】

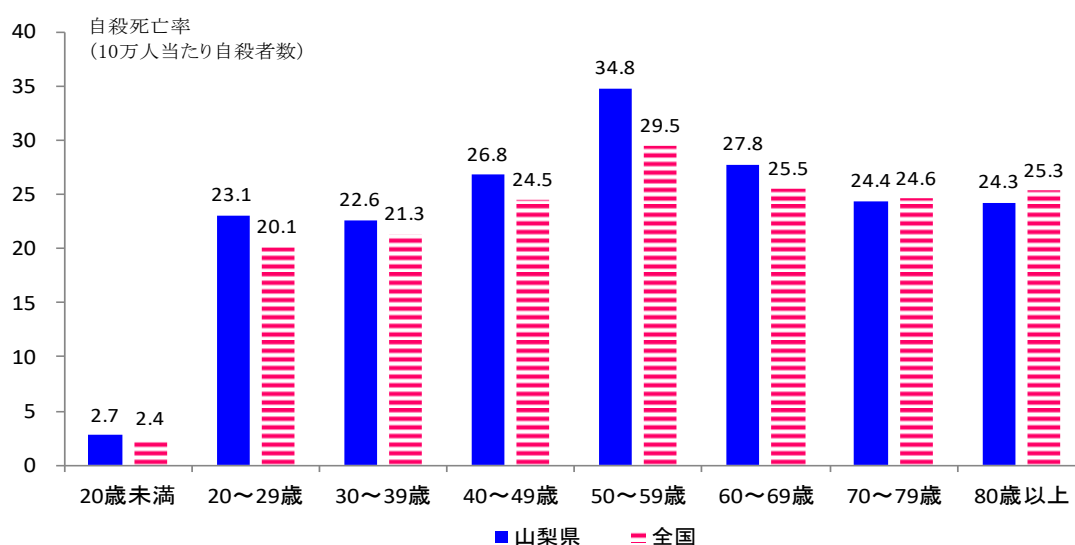
このため、学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育はもとより、社会において直面する様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進する必要があります。

また、大学生等に対しては、自殺対策に関心と理解を深めることができるよう、行政や学校、民間団体等が実施する取組への参加を促進することも必要です。

【図表47】自殺死亡率の推移（20～29歳）（山梨県・全国）（2006年～）



【図表48】年齢階級別の平均自殺死亡率（山梨県・全国）
（2006（平成18）～2018（平成30）年の平均）



資料（図表47・48）：「人口動態統計」（厚生労働省）、「人口推計」（総務省）を基に作成

(9) 児童虐待の状況

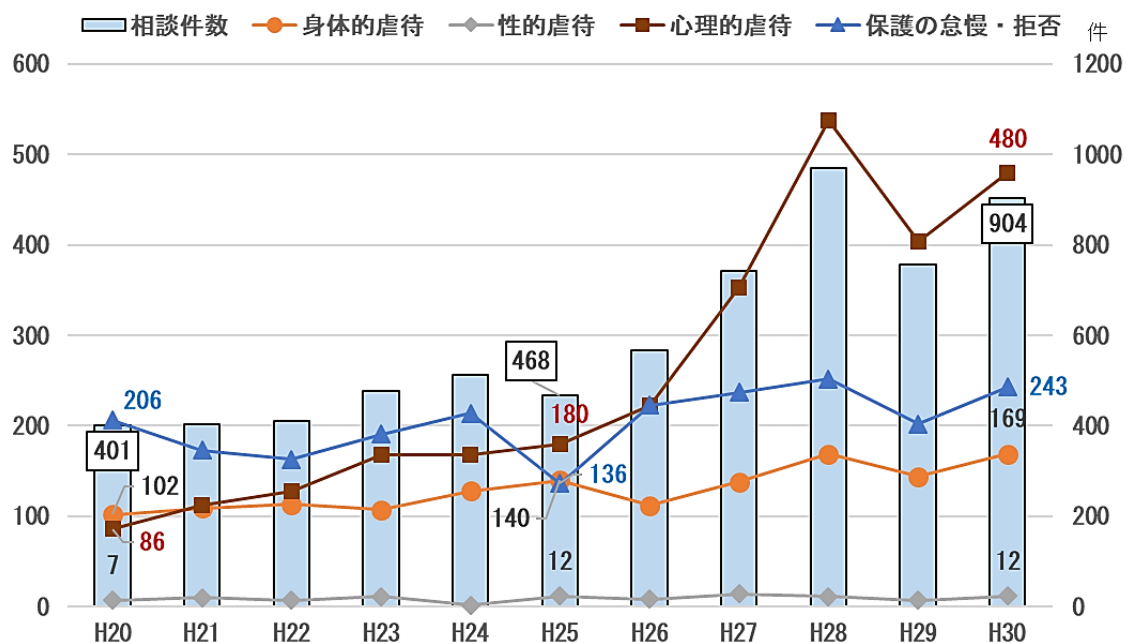
平成30年の「福祉行政報告例」(厚生労働省)によると、県内の児童相談所で対応した児童虐待の相談件数は増加の傾向にあります。平成20年度の相談件数401件と比較すると、平成30年度はおよそ2倍に増加し、904件の相談件数となっています。

相談内容は、心理的虐待が480件で最も多く、全相談件数の半数を超えており、以下、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)243件、身体的虐待169件、性的虐待12件と続きます。【図表49】

子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待を社会全体で予防するとともに、学校、地域社会、行政、各関係機関が連携しながら、個々のケースへの的確で迅速な対応が求められています。

また、これから親となる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めるなど家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供の充実など、支援体制を整備していくとともに、子育てを家庭だけに任せず、地域社会も含めて全体で見守っていくことが必要になります。

【図表49】児童虐待相談種別対応件数の推移(山梨県、児童相談所分)



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」(平成20年～平成30年)

(10) 困難を有する子供・若者に関する相談窓口

県内には、ニート、ひきこもり、障害、いじめ、不登校、非行、子供の貧困、外国人児童生徒など、子供・若者が抱える困難の状況に応じて、様々な相談窓口が設けられています。【図表50】

しかし、近年、子供・若者やその家族が抱える問題は多様化・深刻化していることなどから、関係機関の緊密な連携によるきめ細かな対応が重要となっています。

【図表50】 困難を有する子供・若者に関する相談窓口（山梨県）

困難の状況	相談窓口（例）
ニート	やまなし・ぐんない若者サポートステーション
ひきこもり	山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口
発達障害	こころの発達総合支援センター（子どものこころサポートプラザ内）
身体・知的障害	障害者相談所（山梨県福祉プラザ内）
いじめ・不登校	いじめ・不登校ほっとライン（総合教育センター内）
非行	少年サポートセンター
子供の貧困	子育て相談総合窓口（愛称かるがも）
自殺	山梨県自殺防止センター
人権一般	甲府地方法務局 人権擁護課
外国人	やまなし外国人相談センター

※ここに掲載した相談窓口は一例であり、各市町村の相談窓口をはじめ、関係団体、民間団体等の相談窓口もあります。

3. 家庭・地域と子供・若者

(1) 家庭における教育力

家庭は、子供にとって安らぎの場であり、食事やあいさつなどの基本的な生活習慣とともに、命の大切さや他者への思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を担っています。

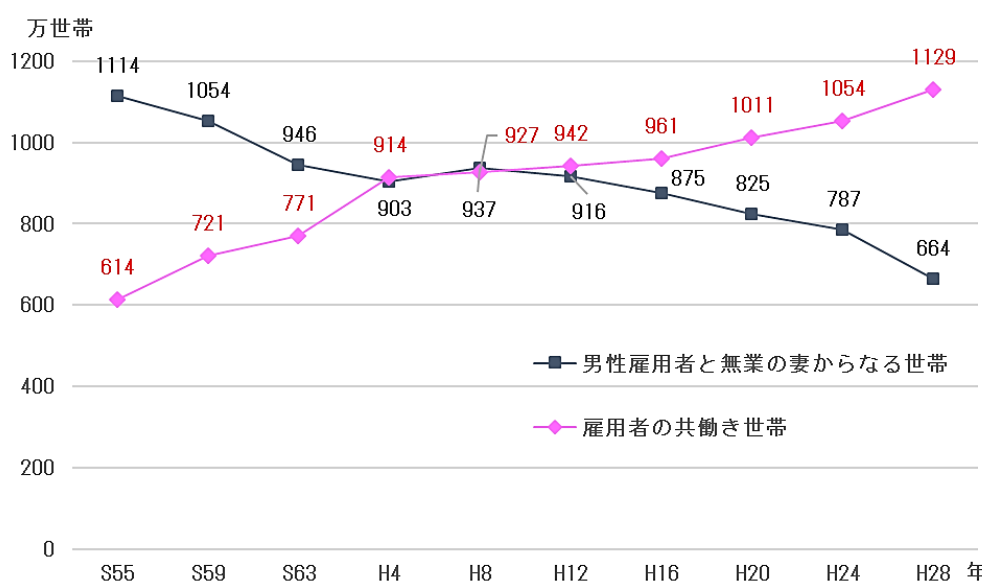
しかし、核家族化・少子化・共働き世帯の増加など、家庭をめぐる社会環境の変化やインターネットの普及、親子が家庭で一緒に過ごす時間の減少などにより、家庭内でのコミュニケーション不足が指摘されています。【図表5 1】

平成28年の「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文部科学省）によると、平日、子供とふれ合う時間が2時間以内の保護者が、平成20年は41.6%なのに対し、平成28年は52%と増加し、子供とふれ合う時間が少なくなっていることがわかります。【図表5 2】

また、平成30年度の「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、家庭での教育が「十分できている」「だいたいできている」と回答した「できている意向」は54.7%とおおよそ半数であり、家庭での教育に対して自信がもてない保護者も少なからずいることがわかります。【図表5 3】

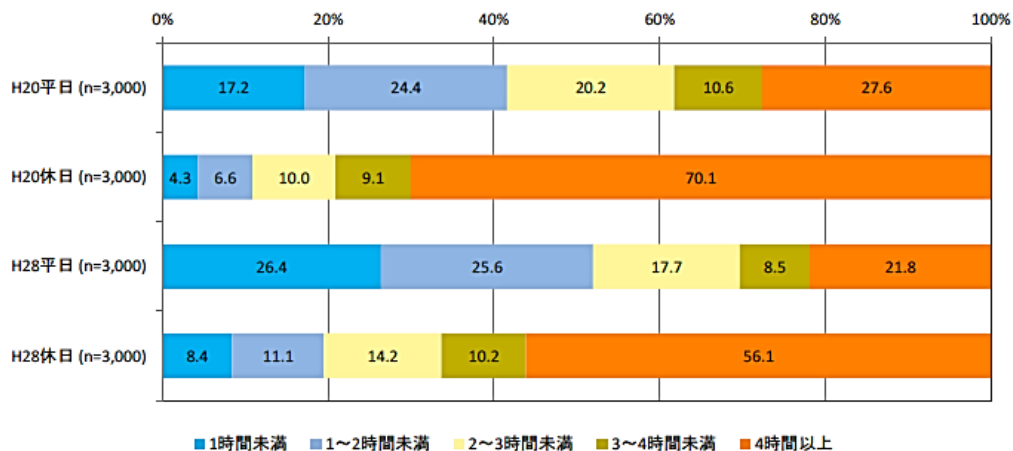
さらに同調査では、「家庭でのしつけや教育の充実のためにどのようなことが必要か」の問いに対し、「家庭教育に関する学習情報の提供」44%、「相談体制の充実」43%、「親子の体験活動の充実」40%の順で回答が多く、家庭における教育力の向上を図るため、保護者だけに家庭教育を任せるのではなく、行政や地域、学校などによる様々な支援を推進していく必要があります。【図表5 4】

【図表5 1】 共働き世帯数の推移（全国）



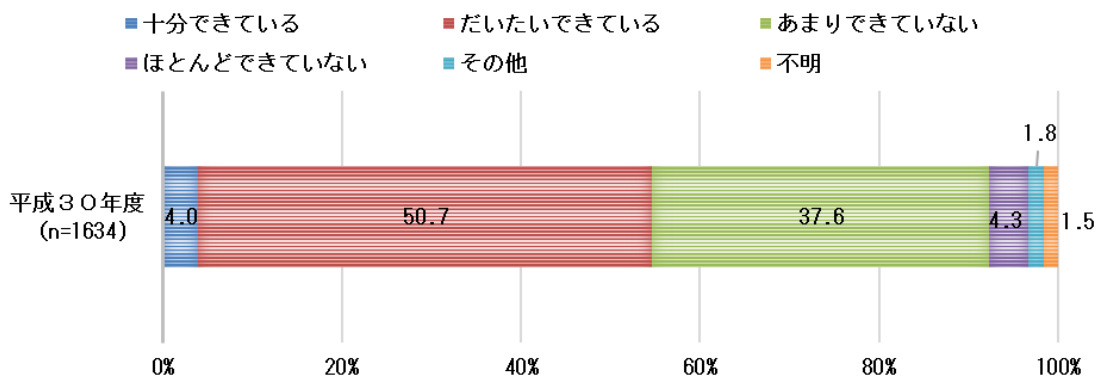
資料：総務省「労働力調査」（昭和55年～平成28年）

【図表5 2】子供とふれ合う時間が普段一日どのくらいあるか（全国）

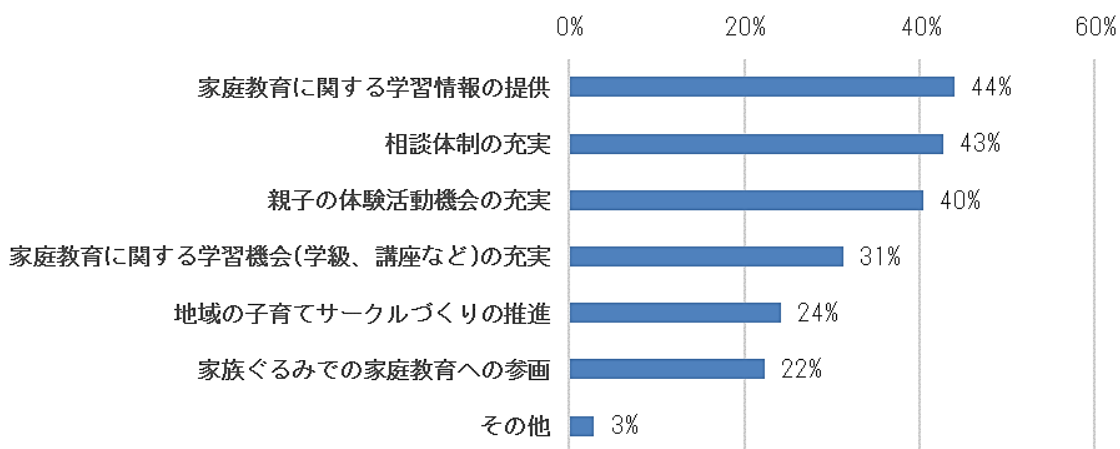


資料：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（平成28年）

【図表5 3】家庭での教育が十分にできているか（山梨県）



【図表5 4】家庭でのしつけや教育の充実のためにどのようなことが必要か（山梨県）



資料(53・54)：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

(2) 地域における教育力

地域は、子供たちが様々な社会体験活動を行うことなどを通じて、基本的なルールや善悪を判断する力を身につけるとともに、社会づくりに主体的に参加する意欲・態度を育む場として重要な役割を担っています。

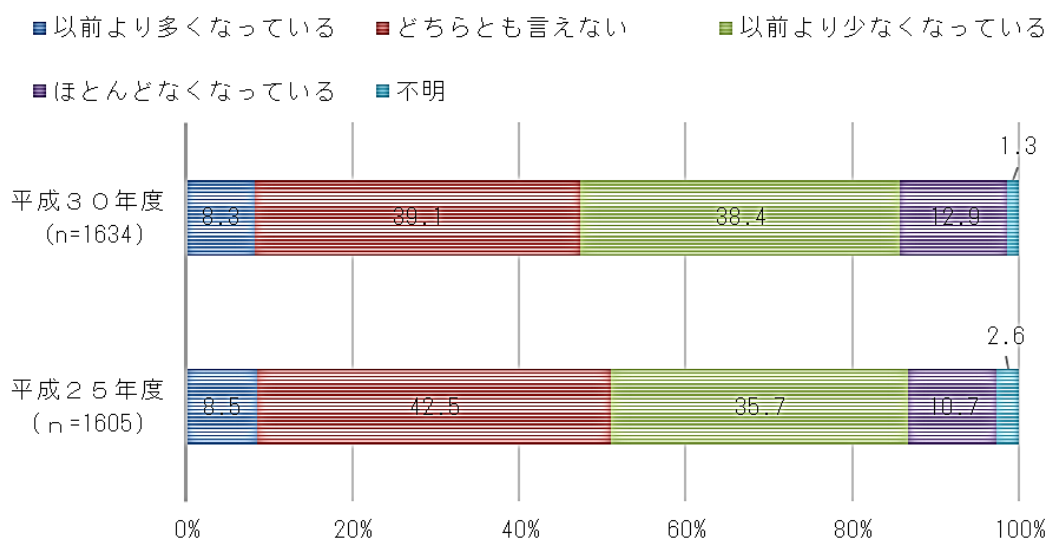
しかし、都市化や少子化の進行、人間関係の希薄化などを背景に、子供たちの異世代との交流や地域行事への参加が減り、子供たちが地域の様々な人とふれ合う機会が減少するとともに、子供同士の関わりも少なくなっています。

平成30年の「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、地域での大人と子供の関わりが、「以前より少なくなっている」「ほとんどなくなっている」を合わせた「なくなっている」意向は、平成25年度の46.4%に対し、平成30年度は51.3%と増加しています。【図表55】

また、平成28年「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文部科学省）によると、地域の中での子供を通じた付き合いは、「あいさつをする人がいる」44.3%、「立ち話をする人がいる」37.4%、「子供を預けられる人がいる」35.5%の順で多く、あいさつや立ち話など気軽なところから、地域の人との付き合いが広がっていく様子を読み取れます。【図表56】

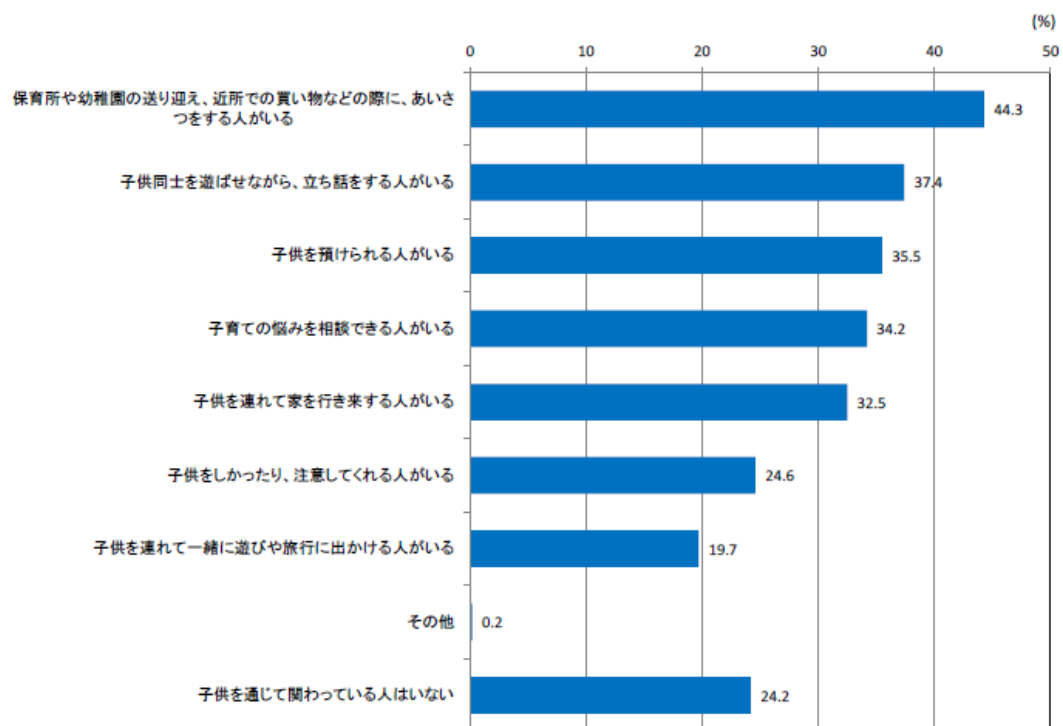
これらのことから、子供・若者の身近なところから日常的なあいさつや会話を広げ、地域とのつながりをつくっていくことや、青少年育成山梨県民会議事業のスローガン「大人が変われば 子どもも変わる」に象徴されるように、大人への意識啓発をはじめとした地域における教育力の向上を図る取組を推進していく必要があります。

【図表55】 地域での大人と子供の関わり（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

【図表56】地域の中での子供を通じた付き合い（全国）



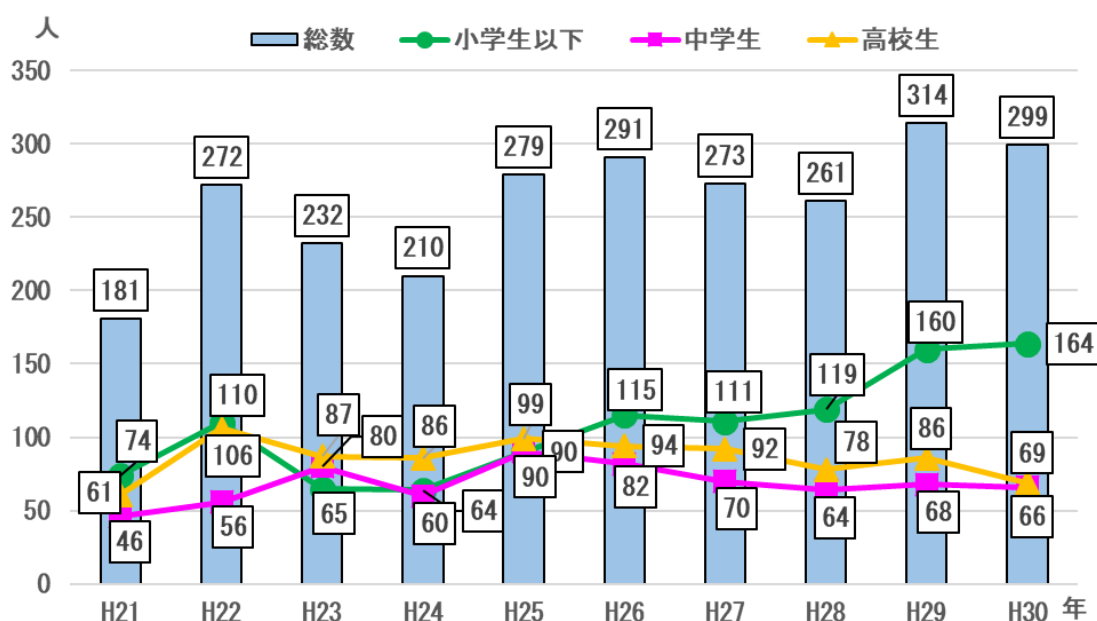
資料：文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（平成28年）

(3) 地域における安全・安心

近年、児童相談所等に寄せられる子供の虐待に関する相談対応件数は年々増加しているとともに、その事例も複雑・多様化しており、子供の虐待対策の一層の充実が求められています。(P35 (8) 児童虐待の状況 を参照)

また、平成30年に警察が認知した、子供への声かけ事案発生件数は299件にのぼり、特に小学生以下においては増加傾向にあることから、地域全体で子供もたちを見守る環境づくりが必要となっています。【図表57】

【図表57】 児童（18歳未満）を対象とした声かけ事案発生件数（山梨県）

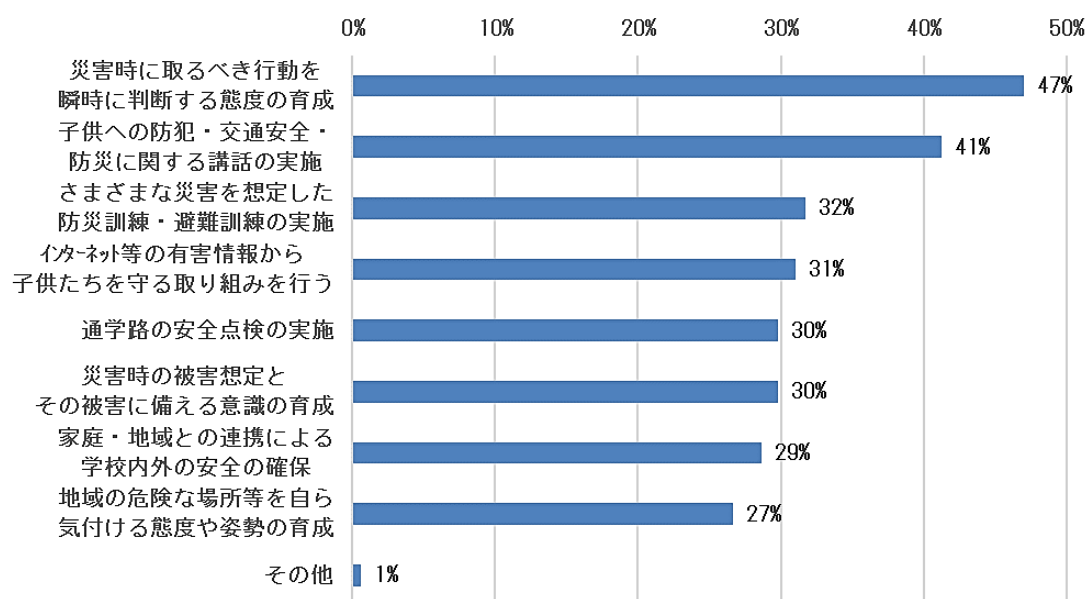


資料：山梨県警察本部

一方、「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、「学校の安全について、どのようなことに力を入れていけばよいか」の質問に対し、「災害時に取るべき行動を瞬時に判断する態度の育成」（47％）が最も多く、続いて、「子供への防犯・交通安全・防災に関する講話の実施」（41％）、「さまざまな災害を想定した防災訓練・避難訓練の実施」（32％）となっています。【図表58】

さまざまな災害に備えた防災意識の育成と実践的な防災活動、通学路等で起きる交通事故や不審者による被害防止、インターネットに係る被害から子供を守る取組など、現代の子供・若者をめぐるさまざまな災害、犯罪から子供・若者を守るとともに、子供・若者の意識や態度の育成が望まれています。

【図表58】学校の安全について、どのようなことに力を入れていけばよいか（山梨県）



資料：県教育庁総務課「やまなしの教育に関するアンケート調査」（平成30年）

第3章 子供・若者健全育成の基本的な考え方

1. 基本理念

～夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、

やまなしの未来を切り拓く「子供・若者」を育むために～

全ての子供・若者が、挑戦と試行錯誤を繰り返し、経験を積み重ねていく中で、自立心や自己肯定感を育み、自己を確立しながら成長し、夢と希望を持って将来を切り拓いていけるようになることは、県民誰もの願いです。

近年、子供・若者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展、地域コミュニティの希薄化等により大きく変化し、多くの課題が生じています。

また、子供の貧困や児童虐待、不登校やひきこもりなど、困難を有する子供・若者の問題も深刻な状況にあります。

次代を担う子供・若者が、夢と志を持ちながら、心身ともに健やかに成長できるよう見守り、支援していくことは、大人の役割と責任でもあります。そのためには、一人ひとりが持つ能力や可能性、困難の程度や状況に応じて、県民総ぐるみで子供・若者への切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要です。

県、市町村などが適切な役割分担を担い、緊密に連携・協力しながら、家庭、学校、地域、企業、団体が一体となって、子供・若者の育成支援を行う持続可能な地域社会づくりに取り組むことが、今こそ必要です。

これらのことをふまえ、子供・若者が、ふるさと「やまなし」に誇りと愛着を感じ、世界に目を向け、夢と志を持ち、心身ともに健やかに成長していくこと。そして、様々な困難をも乗り越えながら自立する力を身につけ、他者と協働しながらやまなしの未来を創造していく人材として活躍していくことを深く願い、基本理念を「夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、やまなしの未来を切り拓く子供・若者を育むために」とし、上記の基本理念を踏まえ、施策の基本的な柱として次の5つの「基本目標」を掲げ、県民総ぐるみで子供・若者の育成支援に取り組みます。

2. 基本目標

基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援

子供・若者が健やかに成長していくためには、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲の「確かな学力」を身につけるとともに、命を大切にする心や思いやる心、規範意識・倫理観などの「豊かな心」を育み、そして、生活や仕事をする上で基盤となる「健やかな体」を養成するなど、子供・若者の「知・徳・体」がバランスよく育まれるよう、家庭・学校・地域が連携して取り組むことが必要です。

また、これらと併せて、社会環境の変化や進展に対応する力や勤労観・職業観の確立など、社会的・職業的自立に向けた能力を育むことが必要です。

このため、次の「取組の柱」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

○取組の柱1 基礎的能力である「知・徳・体」の育成

○取組の柱2 社会的・職業的自立に必要な能力の育成

(備考) この取組の柱は、次の各課題の解決に資するものです。

※子供・若者をめぐる現状と課題

1は「社会環境と子供・若者」、2は「困難を有する子供・若者」、
3は「家庭・地域と子供・若者」

- 1－(6) 学校と子供・若者
- 1－(7) 子供・若者の社会参加活動
- 1－(8) 若者の就労状況と意識
- 2－(1) ニート（若年無業者）
- 2－(2) ひきこもりの子供・若者

基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援

ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、発達障害、貧困、児童虐待など、子供・若者やその家族が抱える問題に対してきめ細かな支援を行うためには、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要です。

また、子供・若者がこのような困難を抱えるに至った要因や、目指すゴールの違

いなどを、関係機関が相互に十分理解した上で、子供・若者を取り巻く周囲へ適切に働きかけながら支援することも重要です。

このため、次の「取組の柱」のもとで、各種施策に取り組んでいきます（◎は重点的に取り組む柱。以下同様）。

- 取組の柱3 ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、
高校中途退学者等への支援の充実
- ◎取組の柱4 障害のある子供・若者への支援の充実
- 取組の柱5 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実
- ◎取組の柱6 外国人等、特に配慮が必要な子供・若者への支援の充実
- 取組の柱7 貧困等、困難を有する子供・若者や
その家族への総合的な支援

（備考）この取組の柱は、次の各課題の解決に資するものです。

- 1－(6) 学校と子供・若者
- 1－(8) 若者の就労状況と意識
- 2－(1) ニート（若年無業者）
- 2－(2) ひきこもりの子供・若者
- 2－(3) いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況
- 2－(4) 障害のある子供・若者
- 2－(5) 少年非行の状況
- 2－(6) 子供の貧困の状況
- 2－(7) 外国人児童生徒
- 2－(8) 子供・若者の自殺の状況
- 2－(9) 児童虐待の状況
- 2－(10) 困難を有する子供・若者に関する相談窓口
- 3－(1) 家庭における教育力
- 3－(2) 地域における教育力
- 3－(3) 地域における安全・安心

基本目標Ⅲ 子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

子供・若者の健やかな成長を支えていくためには、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域内でネットワークを構築・強化することにより、育成支援を推進する基盤となる地域社会づくりに取り組んでいくことが大切です。

このため、次の「取組の柱」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 取組の柱 8 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進
- 取組の柱 9 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進
- ◎取組の柱 10 インターネットの適切な利用に関する取組の推進

(備考) この取組の柱は、次の各課題の解決に資するものです。

- 1－(1) 子供・若者人口の減少
- 1－(2) 少子化・核家族化の進行
- 1－(3) 情報化社会の進展
- 1－(5) 持続可能な社会の実現
- 2－(5) 少年非行の状況
- 3－(1) 家庭における教育力
- 3－(2) 地域における教育力
- 3－(3) 地域における安全・安心

基本目標Ⅳ 子供・若者の成長を支える担い手の養成

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供・若者の健やかな成長に重要な役割を果たしていますが、地域におけるつながりの希薄化が懸念されているなか、地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要があります。

このため、次の「取組の柱」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

- 取組の柱 11 子供・若者の成長を地域で支える担い手の養成

(備考) この取組の柱は、次の各課題の解決に資するものです。

- 1－(5) 持続可能な社会の実現
- 1－(7) 子供・若者の社会参加活動
- 3－(1) 家庭の教育力
- 3－(2) 地域における教育力
- 3－(3) 地域における安全・安心

基本目標V やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援

少子高齢化の進行、グローバル化や情報化、地域間格差が進展するなか、持続的な地域社会を創りあげていくためには、国際感覚豊かな（グローバルな）視野や知識を持ちながら、地域社会（ローカル）で必要な知・徳・体を持った「グローバル」な力を育成していく必要があります。

グローバル化が進行する社会においては、起業家精神や豊かな語学力、コミュニケーション能力等を培う教育が重要です。また、やまなしの未来を切り拓いていく人材となるためには、ふるさと「やまなし」のよさを理解し、愛着と誇りを持つよう、自然体験学習や郷土学習、子供時代から社会へ参加・参画していく機会や場が保証されることが必要です。

また、情報通信技術の急速な進歩による第4次産業革命という大きな変革に対応していくためには、科学技術に精通した人材や情報通信技術の進化に適応し活用できる人材、地域産業を担う若者などを育成することも必要です。

このため、次の「取組の柱」のもとで、各種施策に取り組んでいきます。

**◎取組の柱 12 ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、
未来を切り拓く子供・若者育成の推進**

（備考）この取組の柱は、次の各課題の解決に資するものです。

- 1－(1) 子供・若者人口の減少
- 1－(3) 情報化社会の進展
- 1－(4) グローバル化の進展
- 1－(5) 持続可能な社会の実現
- 1－(6) 学校と子供・若者
- 1－(7) 子供・若者の社会参加活動
- 1－(8) 若者の就労状況と意識
- 3－(2) 地域における教育力
- 3－(3) 地域における安全・安心

第4章 子供・若者育成の施策体系

基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援

取組の柱1 基礎的能力である「知・徳・体」の育成

子供・若者が、生命や自然を大切に作る心を育み、規範意識やコミュニケーション能力を育成し、基本的な生活習慣や体力を身につけていくことができるよう、また、「確かな学力」が培われるよう、家庭・学校・地域の連携により、基礎的能力である「知・徳・体」を育成するための取組を推進します。

施策の内容1 確かな学力の向上

① 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、それらを活用して課題を解決するために必要となる思考力・判断力・表現力等の育成や、主体的に学ぶ態度を育成することにより、「確かな学力」の向上を図ります。

② きめ細かな指導の充実と子供に向き合える環境づくり

「確かな学力」を向上させるため、習熟度別指導やチーム・ティーチングの導入、ICT（情報通信技術）の活用による小学校・中学校・高等学校などを通した「連続性のある学び」を推進します。また、25人を基本とする少人数学級編制などにより、児童生徒一人ひとりの実情を踏まえた指導の充実に努めます。

さらに、統合型校務支援システム導入による業務の効率化、外部人材の活用及び専門スタッフの配置による教員の多忙化改善の取組を推進し、子供に向き合える環境づくりを推進します。

施策の内容2 豊かな心の育成

① 豊かな心を育む県民運動の推進

本県の未来を担う子供たちが、命や自然を大切に、他人への思いやりをもち、健やかに成長できるよう、「しなやかな心の育成プロジェクト」を推進するとともに、道徳科を要とした道徳教育の充実に努めます。

② 規範意識、コミュニケーション能力の育成

道徳教育や集団宿泊体験活動の充実などを通して、規律ある生活態度を身につけるとともに、社会生活を営んでいくために必要な規範意識やコミュニケーション能力を育成するための取組を推進します。

施策の内容3 健やかな体の育成

① 子供のスポーツ機会の充実

学校体育の授業や運動部活動、地域のスポーツ活動の充実などを通じて、子供の体力向上や運動に親しむ習慣を育むとともに、運動に対する興味・関心を高める取組を推進します。

② 基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣を定着させるための取組を推進するとともに、その大切さを社会全体で再認識するための普及啓発を図ります。

また、幼児期からの食育を推進します。

③ 健康教育の充実

心身の健康や食に関する知識、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する知識、ゲーム障害やスマートフォン等への依存、発達段階に応じた性に関する知識など、専門家の協力も得ながら、心と体の健康教育を推進します。

取組の柱2 社会的・職業的自立に必要な能力の育成

子供・若者が、変化の著しい現代社会に的確かつ迅速に対応していくことができるよう、また、自主性・社会性の育成や、勤労観・職業観の形成などを通して就労の促進につながるよう、家庭・学校・地域の連携により、社会的・職業的自立に必要な能力を育成するための取組（キャリア教育 ※1）を推進します。

※1 キャリア教育

社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア（人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね）発達を促す教育。

施策の内容1 社会の変化に対応できる能力の育成**① 読書活動の推進**

言葉を学び、表現力を高めるとともに、感性を磨き、豊かな想像力を身につけられるよう、読書や新聞の閲読・活用を推進します。

② 情報教育の推進

情報活用能力（※2）の育成を目指し、ICT（情報通信技術）を利活用した情報活用の実践力、プログラミング教育（※3）を通じた情報の科学的な理解、情報モラル教育（※4）による情報社会に参画する態度の育成を推進します。

また、インターネットやスマートフォン等の適切な利用について、低年齢層の子供を持つ保護者向けの啓発の強化や家庭でのルールづくりを徹底するなど、インターネット上の有害情報から子供・若者を守るための取組を推進します。

※2 情報活用能力

コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの（学習指導要領解説の要約）。

※3 プログラミング教育

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの（プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）。

※4 情報モラル教育

情報モラル（情報化社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度）の重要性を認識し、児童生徒の実態や発達段階に応じて、児童生徒に情報モラルを身につけさせるための働きかけをし、望ましい姿に変容させるために学校・保護者が行う教育。

③ 国際理解教育の推進

自国や郷土の文化や伝統に愛着と誇りをもち、世界の文化や伝統、多様な生活習

慣について関心と理解を深める学習機会の充実を図るとともに、小・中・高等学校及び特別支援学校間において連携をすることで、コミュニケーション能力の育成を重視した外国語教育を推進します。

④ SDGsに基づく教育、環境教育、防災教育の推進

持続可能な開発目標（SDGs）に基づく教育や取組を推進し、グローバルな視点を持ち、地域社会さらには世界の持続可能な発展に向けて貢献しようとする態度を育成します。

また、人と自然との共生や生命を尊重する意識、森林保全、低炭素・循環型社会の形成に向けた取組等、環境に関する理解と関心を深める環境教育を推進します。

さらに、災害についての正しい知識と、災害発生時などに自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を身につける防災教育を推進します。

⑤ 創造力や探究心、起業家精神を育む教育の推進

創造力や探究心、自由な発想や発見を尊重し、体験的な学習を通して科学的な見方や考え方の育成や新しい価値の創造を目指すための教育を推進します。

施策の内容2 社会参加の推進

① 社会参加機会の充実

選挙年齢、成年年齢の引き下げに対応し、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）（※5）を推進します。

また、様々な機会を捉え政策形成過程における子供・若者の意見表明機会の確保に努めます。

※5 シティズンシップ教育

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度などを身につけるため、小・中学校の社会科や高等学校の公民科を中心に行う民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、勤労の権利と義務などについての教育。

② 多様な活動機会の充実

集団遊びの場の確保やスポーツ・レクリエーション、自然体験、集団宿泊体験、文化芸術体験、農林漁業体験、地域づくり活動など、地域における多様な体験活動に参加・参画する機会の充実に努めます。

また、同世代や乳幼児・高齢者などの異世代との交流を通して、自分自身を見つめ成長する機会の充実を図るとともに、社会貢献活動に関する理解や関心を深める機会の充実に努め、自主的な参加を促進します。

施策の内容3 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援の充実

① 勤労観・職業観の形成

家庭、学校、地域、企業、行政等が連携し、職場見学や職業体験活動、インターンシップなど職業と触れ合う機会の充実を図るとともに、子供たちが、将来、社会人や職業人として自立していくことができるよう、多様な働き方、生き方を選択するための知識や考え方を学習する機会を提供することなどにより、望ましい勤労観・職業観の形成を推進します。

また、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリアを見通したり振り返ったりしながら、自己の変容や成長を自己評価できる取組を行い、自己実現を促進します。

② 職業能力開発の充実

必要な職業知識・技能を身につけることができるよう、公共職業訓練施設等における職業能力開発の充実を図るとともに、産業界等との連携による人材育成の取組を推進します。

③ 就労支援・就労相談の充実

学校における就労相談の充実を図るとともに、ジョブカフェやまなし（※6）、ヤングハローワーク（甲府新卒応援ハローワーク）（※7）、地域若者サポートステーション（サポステ）（※8）の連携により、若年者に対する就労支援の強化を図ります。

また、県内企業等との連携により、合同就職説明会等を開催し、若年求職者とのマッチングの機会を充実させ、新規学卒者をはじめとする若者の県内企業への就職を推進します。若年層の創業・起業や新規就農に向けた支援、山梨県福祉人材センター（※9）における福祉分野の職業への就労斡旋など、様々な分野で就業に向けた取組を推進します。

さらに、UIターンについての都内でのワンストップ窓口として「やまなし暮らし支援センター」「やまなしUIターン就職支援センター」（※10）が東京圏に在住の移住希望者の相談に一元的に対応するとともに、県内においても「ふるさと山梨定住機構」（※11）が移住・UIターン及び高校生等の県内定着の拠点となる等、県内への移住、就職の取組を推進します。

※6 ジョブカフェやまなし

概ね15歳から39歳までの若者が就職相談やセミナーなど就職支援サービスを無料で受けられる施設。子供の就職に悩む保護者の相談にも対応している。甲府市と富士吉田市の2カ所に開設。

※7 ヤングハローワーク（甲府新卒応援ハローワーク）

安定して働きたい学生等に対し、就職活動の促進や職場への定着を目的とし、職業指導や職業紹介などの個別指導を無料で行っている。

※8 地域若者サポートステーション（サポステ）

無業の状態にある若者の就労と自立をサポートする施設。面談・カウンセリング・若者キャリア開発プログラムなどを提供し、若者の職業的自立に向けた支援を包括的に実施。中央市と富士吉田市の2カ所に開設。

※9 山梨県福祉人材センター

社会福祉事業従事者の確保を目的として、職業安定法に基づく無料職業紹介事業を行うほか、社会福祉事業従事者等に対する研修、人材確保相談事業、社会福祉事業に関する啓発活動などを実施する機関。山梨県では、山梨県社会福祉協議会に設置されている。

※10 やまなし暮らし支援センター、やまなしUIターン就職支援センター

東京圏に在住の移住希望者の相談に一元的に対応するため、専門の相談員を配置し求人情報と住宅等の生活情報を同時に提供するワンストップ相談窓口。

※11 ふるさと山梨定住機構

山梨県への移住やUIターン就職を希望する方に対応するため、専門のコーディネーターを配置し、情報提供や移住後の支援を行うとともに、県内高校生の進路検討に向けた情報収集や郷土学習等のために気軽に立ち寄れる場を提供する総合案内窓口。

基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者やその家族への きめ細かな支援

取組の柱3 ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、高校中途退学者等 への支援の充実

ニートやフリーターの若者の個々の状況に応じた就労支援体制の強化を図るための取組を推進します。

また、様々な要因により人との接触を避け、就学・就業等社会参加を回避し、家の中で暮らすひきこもり状態にある子供・若者及びその家族に対して、関係機関等の連携により、アウトリーチ（訪問支援）も含めた個々の状況に応じた適切な支援を推進するとともに、県民理解の促進と相談・支援の充実を図るための取組を推進します。

いじめ、不登校を未然に防止するとともに、早期発見・早期対応を行うための取組を、家庭・学校・地域が一体となって推進します。

また、志半ばでの高校中途退学に至ることのないよう、指導や支援の充実を図るとともに、中途退学者等に対する支援を推進します。

施策の内容1 ニート等に対する就労支援の強化

① 就労支援体制の強化

ジョブカフェやまなし、ヤングハローワーク（甲府新卒応援ハローワーク）、地域若者サポートステーション（サポステ）等の連携により、ニートやフリーターの若者に対する就労支援体制の強化を図ります。

② 就労意識の醸成支援

職業講話や職業体験の実施、就職セミナーの開催、働くことに不安を抱えた若者に対するカウンセリングなどにより、若者が自信を持って働けるよう、就労意識の醸成を図ります。

施策の内容2 ひきこもりの子供・若者への支援の充実

① 相談・支援体制の充実

県立精神保健福祉センター内「山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり

相談窓口」(※12)などにおいて、ひきこもりに対する専門的な相談を実施するほか、保健所、児童相談所、市町村等の関係機関や民間支援団体との連携により、ひきこもりに関する正しい知識の情報提供や相談・支援の充実に努めます。

また、周囲の偏見をなくし、当事者や家庭を孤立させないようにするため、ひきこもりに関する基本的な知識を習得し、支援者として活動することを同意した「ひきこもりサポーター」の養成を推進していきます。

※12 山梨県ひきこもり地域支援センター・ひきこもり相談窓口

ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談に応じ、内容により医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行っている。ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談だけでなく、身近な支援機関である市町村支援者等への助言や技術的支援も行っている。

② 就労支援の充実

ひきこもりの状態にある若者の自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援の展開を図るほか、当事者のニーズを踏まえた職業訓練機会の充実を図ります。

施策の内容3 いじめ、不登校への対策・支援の充実

① いじめの根絶に向けた取組の推進

「いじめ防止基本方針」に基づき、学校が家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめ問題について協議する機会を設けるなどすることで、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

また、いじめアンケート調査を実施するなど、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、迅速に対応し、早期解決に向け、学校全体で取り組みます。

② 指導・相談支援の充実

県総合教育センターなどの教育相談窓口における相談支援の充実を図るとともに教職員の教育相談能力の向上を図ります。

また、教育支援センター(※13)においても、カウンセリング等を通して、不登校傾向にある児童生徒の学校生活への復帰を支援します。

さらに、児童生徒の心理相談に対応する専門知識を有する「スクールカウンセラー」や児童生徒の家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家である「スクールソーシャルワーカー」などと連携し、問題状況に応じた取組を推進します。

※13 教育支援センター（こすもす教室）

不登校児童生徒等に対する指導を行うために、教育委員会が教育センター等学校以外の場所で学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、カウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導を組織的、計画的に行う施設。

施策の内容4 高校中途退学の防止対策と中途退学者等への支援の推進**① 高校中途退学の未然防止対策の推進**

県立高等学校整備基本構想に基づき、少子化、グローバル化、ICTなどこれからの社会環境の変化に対応した魅力ある高校づくりを推進するとともに、中高関係者等の連携のなかで公立高等学校入学者選抜制の検証を行い、一人ひとりの希望に沿った高校進学が実現できるように努めます。

また、長く休みがちな生徒に対する個別の指導や支援の充実を図るなど、中途退学を未然に防ぐための取組を推進します。

② 中途退学者等への支援の推進

学校及び各分野の相談窓口等において、高校を中途退学した生徒等に対し、個々の状況に応じて必要な情報提供や支援を行うなどの取組を推進します。

【重点】取組の柱4 障害のある子供・若者への支援の充実

障害のある子供・若者の自立に向けて、関係機関等との連携により、発達段階に応じた切れ目のない支援を推進するとともに、県民理解の促進と地域における支援の充実を図るための取組を推進します。

施策の内容1 障害のある子供・若者への支援の充実**① 発達段階に応じた支援の推進**

障害のある子供・若者の健全な発達を支援する観点から、障害の特性に配慮した適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供や福祉サービスの充実に努めることなどにより、発達段階に応じた自立までの継続かつ一貫した支援を推進します。

② 学校における指導・支援の充実

キャリア教育の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し、特別な支援が必要な児童生徒の自立や社会参加を推進します。また、教職員の特別支援教育に係る専門性を向上し、多様な状態・特性の児童生徒一人ひとりに応じた指導及び支援の充実を図ります。

③ 就労支援の充実

障害のある若者の職業的自立に向けて、関係機関等の連携により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開するほか、障害の態様やニーズに応じた職業訓練機会の充実を図ります。

また、障害者雇用促進法に基づき、産業界や労働関係機関との連携により、障害のある若者に対する就業体験の機会を提供するなど、職業教育の充実を図るとともに、障害者雇用の促進に向けた企業等への意識啓発などの取組を推進します。

施策の内容2 発達障害のある子供・若者への支援の充実

① 発達段階に応じた支援の推進

「こころの発達総合支援センター」（※14）を核として、市町村、保健所、児童相談所などの関係機関相互の連携により、支援対象児の早期発見・早期療育に努めるとともに、発達段階に応じた適切な支援を推進します。

※14 こころの発達総合支援センター（子どものこころサポートプラザ内）

子供の心の健康や発達障害に関わる問題に適切に対応するため、児童思春期に特有な心の病を持つ子供や心的外傷を抱えてしまう被虐待児、早期に発見されにくく適切な支援を受けられないため不適応状態に陥りやすい発達障害児者に対して、診断・治療等のクリニック機能や相談・支援体制の充実を図るとともに、発達障害児者の療育について地域の関係機関と連携した地域支援システムを構築している。

心の問題に対する認知度、ニーズの増加に対応するため、センター移転を機に体制をさらに充実していく。

② 学校における指導・支援の充実

特別支援教育の指針となる「やまなし特別支援教育推進プラン」に基づき、「合理的配慮」の提供の徹底や高校での通級による指導の充実などに取り組みます。

また、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒について、個別の教育支援計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援が行われるよう、取組を推進します。

③ 県民理解の促進と地域における支援の充実

発達障害に対する正しい理解の促進に向けて、県民に対する普及啓発や情報提供などの取組を推進します。

また、当事者同士の自助グループ等、地域の取組を推進し、社会参加に向けた支援や家族の福祉の向上を図ります。

取組の柱5 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実

子供・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見に向け、関係機関等による連携を強化し、少年警察ボランティア等をはじめとした地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

また、依然として薬物乱用が拡大しかねない状況が続いていることに対応し、大麻等の違法薬物の危険性を伝える取組の強化を推進します。

施策の内容1 非行・犯罪防止対策の充実

① 早期発見・早期対応に向けた取組の推進

子供・若者の非行や犯罪の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関等による連携を強化し、少年警察ボランティア等の地域の人々との協働による見守り活動や規範意識を高める取組、居場所づくりなどの取組を推進します。

② 薬物乱用防止に関する取組の推進

関係機関等が連携して薬物乱用防止対策を推進するとともに、薬物依存者及びその家族に対し、精神保健福祉センター（依存症相談窓口）等での相談支援及び依存症回復支援プログラムの充実や再乱用防止に向けた取組を推進します。

③ 相談窓口における支援の充実

子供・若者及びその家族が抱える非行や犯罪被害に関連した個々の問題に対して適切な助言や支援を行うため、山梨県警察少年サポートセンター（※15）等における相談窓口の充実を図るほか、警察や学校、児童相談所等の関係機関の連携による総合的な支援を推進します。

※15 山梨県警察少年サポートセンター

少年問題を専門的に扱う少年補導職員らのスタッフが、少年たちを非行や犯罪被害から守るために、少年相談、広報啓発、街頭補導、継続補導、被害少年支援等を行っている。(山梨県警察本部少年・女性安全対策課内)

施策の内容2 立ち直り相談・支援体制の充実**① 立ち直り相談・支援の充実**

問題を抱えた少年や家族の個々の状況に応じて、立ち直りに関する相談・支援を行うため山梨県少年サポートネット推進事業(※16)の充実を図るとともに、警察や学校、少年鑑別所、児童相談所、保護観察所等の関係機関が連携し、家庭支援学習支援、就労支援、各種体験活動等の相談・支援を推進します。

※16 山梨県少年サポートネット推進事業

非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、教育委員会と警察本部が主体となり、関係機関と連携したネットワークを構築し、少年一人ひとりに適した支援プログラムの実施等により、少年非行の減少、非行の連鎖の防止等を図っている。

② 地域における取組の充実

地域における社会参加活動、居場所づくり、就学・就労に向けた支援など、立ち直りを支援する取組の充実を図るとともに、再非行・再犯防止に向けた取組を一体的に推進します。

【重点】取組の柱6 外国人等、特に配慮が必要な子供・若者への支援の充実

子供・若者の育成支援に関わる関係機関相互の連携・協力体制を強化するとともに関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、外国人の未就学の問題や子供・若者の自殺対策、性的マイノリティに対する理解の促進など、特に配慮が必要な子供・若者への支援を推進します。

施策の内容1 外国人の子供・若者、帰国児童生徒の支援の充実

① 生活情報の提供及び学校教育における支援の推進

外国人の子供の中には、学齢期にありながら就学していない子供や日本語が十分に理解できず授業に支障をきたしている子供がいます。

このため、外国人の子供に対する就学支援の充実を図るなど、不就学の解消に向けた取組を進めるとともに、公立学校における外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導の充実を図り、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進していきます。

② 相談対応の充実

外国人が安心して働き、暮らせる環境づくりに力を入れるため、多言語で外国人の生活全般の相談に応じる「やまなし外国人相談センター」の更なる機能強化に取り組んでいきます。

③ 日本語学習支援の推進

外国人の子供・若者や保護者が日本語を学べるよう、市町村や関係団体と連携して日本語教室の拡充を図るなど、地域における日本語学習環境への整備を進めます（国際交流協会等においても、外国人を対象とした日本語教室を開設したり、日本語能力検定のための講座を開設したりします）。

施策の内容2 子供・若者の自殺対策の推進

① 普及啓発活動の推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、県民誰もが当事者となる重大な問題であること、悩みやこころの不調を感じたときは「誰かに援助を求めることが適当である」ことについて理解を深めるとともに、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、思いに寄り添い、見守っていくという自殺対策における県民一人ひとりの役割等について意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業に取り組みます。

② 心の健康づくりの推進

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、要因の軽減、適切な対応など心の健康の保持増進の取組を、学校、職場、地域において推進します。特に学校においては、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康保持に係る教育を推進します。

③ 相談支援の充実

悩みや不安を抱えている人が必要な相談を受けることができるよう、地域における相談体制の充実を図るとともに、県自殺防止センターのホームページ等を通じ、様々な相談機関等の情報を提供します。

施策の内容3 性的マイノリティに対する理解の促進

① 普及啓発活動の推進

性の多様性について県民の正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めるとともに児童生徒に対するいじめを防止するため、性的マイノリティに関する教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知していきます。

② 相談支援の充実

性同一障害に悩んでいる人、家族など身近な人のことで相談を希望する人に対しては、法務局人権相談所等で相談を受け付け、専門機関を紹介するなど、必要な支援に努めます。

取組の柱7 貧困等、困難を有する子供・若者やその家族への総合的な支援

子供・若者の育成支援に関わる関係機関相互の連携・協力体制を強化するとともに関係機関等における支援対応能力の向上を図ることなどにより、貧困など困難を有する子供・若者やその家族に対する総合的な支援を推進します。

施策の内容1 貧困問題を抱える子供・若者支援

① 子供の貧困対策の総合的な推進

子供たちの「現在」及び「将来」がその生まれ育った環境に左右されることのないよう環境の整備、教育の機会均等などを図るため、子供の貧困対策を総合的に推進する「やまなし子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援の4つの支援を柱とした施策に取り組みます。

また、支援を効果的に進めるため、公的支援制度についての周知、地域において支援体制づくりを担う人材の育成等も推進していきます。

② 教育に係る経済的負担の軽減

子供・若者が経済的理由により希望する教育を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの経済的支援の取組を推進します。また、低所得者世帯の子供たちが、就学するために必要な費用の貸し付けや、就学のために必要な費用の一部の支給等を行い、就学を支援します。

③ 市町村や民間団体との連携

貧困の連鎖を防止するため、市町村や民間団体と連携して、状況把握に努めるとともに、地域の様々な人の参画を得ながら、子供たちが安全に安心して放課後や週末を過ごすことができる居場所をもうけることで、保護者が昼間家庭にいない子供等の居場所づくりや健全育成に取り組みます。

施策の内容2 ひとり親家庭に対する支援や施策の充実

① 働きやすい環境の整備

ひとり親家庭であることが子供の健全育成にとって阻害要因にならないよう、必要とされるときに、必要な支援を行い、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、就労等ができる環境整備を進めます。また、経済的基盤の弱い母子家庭の母を対象とした、職業訓練を実施することにより、就労のための能力開発を進めます。

② 市町村及び関係機関等との連携・協力体制の強化

ひとり親家庭における問題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、子育てや生活支援、就労のための能力開発を図ります。

施策の内容3 子育て家庭に対する支援や施策の充実

① 関係機関等における支援対応能力の向上

支援を必要とする子供・若者やその家庭からの相談に適切に対応していくため、関係機関等における支援対応能力の向上を図るとともに、子供・若者の抱える困難の状況に応じて適切な相談窓口や専門機関を案内・紹介するための総合相談窓口機能の充実を図ります。

② 子育て家庭の経済的負担の軽減

次代を担う子供の健全育成を図るため、産後のケアに要する経費の助成、就学前における乳幼児医療費助成や多子世帯に対する保育料等の負担の軽減措置などの経済的支援を行います。

基本目標Ⅲ 子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

取組の柱8 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進

家庭教育を地域全体で支援する取組や、家庭や地域との連携による開かれた学校づくりを推進するとともに、放課後の居場所づくりや体験活動の推進など、地域が主体的に行う支援の充実を図ることにより、家庭・学校・地域の相互連携による社会全体の教育力向上を推進します。

施策の内容1 家庭の教育力向上のための支援の推進

① 家庭教育の意識啓発及び指導

家庭教育相談窓口における相談体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する学習機会や情報の提供の充実に努めます。

② 地域における支援の充実

地域団体が行う家庭教育支援の取組の活性化を図るとともに、家庭教育支援に携わる地域の人材育成やネットワークづくりを推進します。

施策の内容2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

① 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進

学校評議員制度等の活用により、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得て学校運営を進め、家庭や地域に開かれた学校づくりを推進します。

② 学校を支援する人材の育成

地域住民による学校支援ボランティア活動の充実と一層の活性化を図るための取組を推進します。

施策の内容3 地域の教育力向上のための取組の推進

① 放課後の居場所づくりの推進

「新・放課後子ども総合プラン」(※17)に基づく取組をはじめ、子供たちの

ための放課後の居場所づくりについて、市町村、関係機関、地域団体やボランティア等と連携して推進します。

※17 新・放課後子ども総合プラン

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所を整備していくため、また、次代を担う人材を育成するため、総合的な放課後対策を講じる必要があることから、文部科学省と厚生労働省が連携して検討を進め、平成31年4月より実施されている。「放課後児童クラブ」(厚生労働省所管事業)と「放課後子供教室」(文部科学省所管事業)の整備目標とともに、両者の一体的な運用を推進すること等が示されている。

② 地域活動・体験活動の推進

子供たちの地域活動や体験活動について、地域団体やボランティア等と連携して推進します。

子供・若者自身による同世代又は年齢が近い世代のボランティア等による活動やネットワーク形成などの取組を推進するとともに、善意ある行為を顕彰するなどの取組を推進します。

③ 安全・安心に配慮した地域づくりの推進

地域住民・防犯ボランティアとの協働による防犯パトロールならびに通学路などの安全点検や「声かけ・あいさつ活動」への取組など、子供たちの安全・安心に配慮した地域づくりを推進します。

④ 地域の教育力向上に向けた人材の育成

複雑・多様化する子供・若者問題に地域で適切に対応し、明るい地域社会をつくるため、人材の育成を図るとともに、地域の青少年育成団体、子育て支援団体などの民間組織のネットワークづくりを推進します。

取組の柱9 子供・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進

青少年保護育成条例に基づく社会環境浄化対策や非行・犯罪防止対策の充実、児童虐待をはじめとした各種被害の未然防止や早期対応を図る取組など、子供・若者を取り巻く社会環境の健全化に向けた取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

施策の内容1 社会環境浄化対策の推進

① 社会環境浄化対策の推進

山梨県青少年保護育成条例に基づき、有害図書類、有害がん具類等に関する規制わいせつな行為の禁止、深夜外出の制限など青少年の健全な育成を阻害する行為を規制するなど、関係機関・団体の協力を得ながら、適切な社会環境浄化対策に取り組めます。

また、関係機関と連携し、子供・若者の薬物乱用及び未成年者の喫煙・飲酒を防止するための取組を推進します。

施策の内容2 児童虐待等、子供・若者の被害防止、保護活動の推進

① 児童虐待防止と保護対策の推進

市町村、児童相談所、医療機関、学校、保育所、幼稚園など関係機関の連携強化により、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止にかかる取組を推進します。

また、保護者の子育てに対する不安や孤立感を解消するため、地域における相談体制の充実を図るとともに、家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供の充実など支援体制を整備し、児童虐待の予防に努めます。

② 非行・被害防止に向けた意識の啓発

内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）に呼応し、子供・若者の非行被害防止について、県民の理解を深め、行政はもとより関係機関・団体・地域住民等が相互に連携・協力し、青少年の規範意識の醸成など各種の取組を集中的に実施します。

③ 子供・若者の被害防止対策の推進

警察や消防、学校、地域社会の関係機関などが連携し、子供・若者を巻き込む犯罪や事故等に対し、子供・若者が被害者とならないよう防犯意識を高めることや、交通安全教室、防犯教室・講座など啓発事業の充実を図ります。また、豪雨や猛暑といった気象環境の変化や地震・台風などの自然災害への備えなど、防災へ向けた取組を推進します。

【重点】取組の柱10 インターネットの適切な利用に関する取組の推進

子供・若者が情報モラルを身につけ、情報を適切に取捨選択して活用する能力を育成するとともに、インターネット等の利用をめぐる問題に対する取組を、関係機関や民間団体との連携により推進します。

施策の内容1 インターネットをめぐる適正利用の推進**① インターネット安全利用対策の推進**

子供・若者及びその保護者に対し、インターネットの適切な利用やフィルタリング（※18）の利用普及に関する意識啓発を推進するとともに、子供・若者に安心・安全なネット利用をさせるための保護者による見守りや指導（ペアレンタルコントロール）の取組を推進します。また、関係機関・業界等による自主規制を含めた取組を推進します。

さらに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（※19）の利用に起因する子供・若者の被害及び加害を防止するための取組を強化します。

※18 フィルタリング

インターネット上のウェブサイトなどを一定の基準に基づき選別し、子供・若者に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。平成30年2月の「青少年のインターネット環境整備法」の改正により、携帯電話回線提供事業者のフィルタリング有効化措置が義務化された。

※19 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

人と人との社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりするサービスで、Webサイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。

② 各学校、保育所、幼稚園等における指導・啓発の推進

各学校において情報教育年間指導計画を作成し、児童・生徒の実態に応じた指導体制を構築するとともに、知識として理解するだけでなく、実践的な能力や態度が身につくよう、小・中・高等学校の各段階において、体系的な取組を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等においても、職員や保護者に対し、インターネット使用に関する各家庭での指導方法やフィルタリングの普及についての研

修会を実施するとともに、低年齢層に向けた啓発を行います。

施策の内容2 インターネット依存への対応

① インターネット依存の未然防止

情報機器の使用による健康とのかかわりを理解し、情報機器の使用時間や頻度を自己管理するための取組を進め、いわゆるインターネット依存等の未然防止を図ります。

② 相談支援の充実

世界保健機関（WHO）が新たな依存症と認定した「ゲーム障害」（※20）等インターネットの利用に起因するインターネット依存に悩んでいる人、家族など身近な人のことで相談を希望する人に対し、精神保健福祉センター（依存症相談窓口）で相談を受け付け、専門機関を紹介するなど、必要な支援に努めます。

※20 ゲーム障害

スマホゲームなどのやり過ぎで生活に支障を来す依存症。ゲームをする時間や頻度を自分でコントロールできない、ゲームをすることが他の関心事や日常生活より優先される、日常生活に支障が出ていてもゲームをやり続ける、こうした症状が12ヵ月以上続くと「ゲーム障害」と診断される。

施策の内容3 SNS等の利用に起因する被害・加害の防止

① 被害・加害防止に向けての啓発

県教育委員会及び県警察本部、県民生活センター、関係団体が連携し、子供・若者やその保護者に対し、インターネットにまつわるトラブル事例の紹介やスマートフォン等の安全で上手な使い方や習慣づくりに関する講演会等を実施し、被害及び加害防止に向けての啓発を図ります。

② インターネット関連の契約トラブルに対する未然防止

子供・若者が、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高め、インターネット関連の契約トラブル等に巻き込まれないよう消費者教育を推進します。

③ 指導・相談支援の充実

SNS等の利用に起因する被害へ早期に対応するため、県総合教育センターなどの教育相談窓口における相談支援の充実を図るとともに、教職員の教育相談能力の

向上を図ります。また、児童生徒の心理相談に対応する専門知識を有する「スクールカウンセラー」などと連携し、問題状況に応じた取組を推進します。

基本目標Ⅳ 子供・若者の成長を支える担い手の養成

取組の柱 1 1 子供・若者の成長を地域で支える担い手の養成

子供・若者の育成支援に関わる地域の人材を育成するとともに、県民一人ひとりが子供・若者の育成支援に参画することができる環境づくりを推進します。

施策の内容 1 地域の人材育成と活動支援の充実

① 青少年育成団体関係者の人材育成

青少年育成団体、青少年健全育成カウンセラー、民生委員・児童委員、体験活動及び家庭教育支援者、学校支援に関わるコーディネーター、少年警察ボランティア等の子供・若者の育成支援に関わる人材の育成に向けた取組を推進します。

また、これからの社会の中核を担う若者リーダーを育成するための取組を推進します。

② 活動支援の充実

子供・若者育成に関わる者のネットワークづくりを推進するなど、地域活動の活性化に向けた取組を推進します。

③ 県民の意識啓発

子供・若者の育成支援に関する県民一人ひとりのより一層の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった青少年育成県民運動を展開します。特に、内閣府主唱の「全国子供・若者育成支援強調月間」（11月）には、県民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、県民運動の一層の充実と定着を図ります。

また、家族や地域の大切さなどについての理解を促進するとともに、大人自身の規範意識の向上を図る意識啓発などの取組を推進します。

④ 地域の教育力向上に向けた人材の育成

複雑・多様化する子供・若者問題に地域で適切に対応し、明るい地域社会をつくるため、人材の育成を図るとともに、地域の青少年育成団体、子育て支援団体などの民間組織のネットワークづくりを推進します。

施策の内容2 専門性の高い人材の養成・確保・育成**① 教員の養成・確保・育成**

大学等との連携を強め、教員養成や採用選考の改善・充実を図るとともに、教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援する体制の充実を推進します。

また、教職経験に応じて必要となる資質能力の向上を目的とした研修や教職員一人ひとりの適性或能力に応じて専門性を高める研修の充実を図ります。

② 保育士等の養成・確保・育成

幼児期の教育・保育の実施主体である市町村が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保するとともに、定着を図り、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。

また、幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の実施により、資質の向上を図ります。

③ 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職の養成

法務少年支援センター（※21）を通じて、地域での非行や犯罪の防止と子供・若者の健全育成に取り組む地域援助を推進します。同センターにおいて、教育や福祉に携わる関係者を対象とした研修会を開くとともに、非行の原因や立ち直りに必要な支援などについて講演会を開催します。

※21 法務少年支援センター

2015年6月施行の少年鑑別法で、少年鑑別所の業務の新たな柱の一つとして、地域での非行や犯罪の防止と子供・若者の健全育成に取り組む「地域援助業務」が位置づけられた。地域援助業務を進めるため、全国に52カ所のセンターが設置されており、甲府少年鑑別所は「法務少年支援センター甲府」を2015年に設置している。

基本目標Ⅴ やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援**【重点】取組の柱12 ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを
持ち、未来を切り拓く子供・若者育成の推進**

ふるさと山梨のよさや人とのつながりのよさを実感することを積み重ねる中で、やまなしに愛着と誇りをもち、他者と協働しながら、持続可能な地域社会づくりの主体となって未来を切り拓いていく子供・若者の育成を推進します。

施策の内容1 やまなしのよさを実感する教育の推進**① 地域の特性を生かした学校教育の推進**

地域の特性を生かした学校教育（※22）を推進し、ふるさと山梨のよさや人とのつながりのよさを実感するとともに、郷土の自然や産業、伝統、文化等に愛着と誇りをもち、地域社会における様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに参画する態度を育成します。

また、ふるさと山梨定住機構において、郷土学習等のための情報提供や、高校を訪問して高校生を対象に山梨で働く魅力セミナー等を行うなど、やまなしのよさを伝えていきます。

※22 地域の特性を生かした学校教育

郷土学習教材「ふるさと山梨」、学習教材「富士の国づくりキッズ・スタディ・プログラム」、博物館などの県立文化施設と学校とにおける校外学習受け入れや出前授業をはじめとした博学連携事業等、地域の自然や産業、伝統、文化等を題材にした授業を行うとともに、身近な地域に出かけ、様々な体験活動や地域の人とのふれあいを通じて、郷土に対する理解と愛着を育む教育。また、各地域における自然や環境、産業、人材等、その土地独自の特性を教育活動に取り入れたもの。

② 自然体験活動の推進

やまなしの豊かな自然を活用し、自然に対する子供・若者の理解と認識を深め、自然とふれあい、楽しめる環境づくりや自然体験活動を推進します。特に、保育所・幼稚園・認定こども園などにおける自然保育の導入を支援し、足腰の強い子供の育成を目指します。

また、地域資源を生かした自然体験活動を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）に関する学習や環境学習を推進します。

施策の内容2 ふるさとに誇りを持ち、地域で活躍する若者の支援

① 地域交流体験の推進

大人と子供・若者が地域や学校で交流する事業を実施し、相互理解を深めるとともに、子供・若者の自立を促します。子供たちが体験活動を通じて社会性や協調性を育むことができるよう、子供・若者自らが企画・運営し、相互の交流を深めるとともに、地域における青少年活動の活性化を図ります。

また、子供たちが、放課後や休日における勉強やスポーツ、文化芸術等の様々な体験活動、地域住民との交流活動を行う居場所づくりを推進します。

② やまなしのものづくりを担う多様な人材の育成

親子ものづくり体験や地域と協働した商品開発等を通じて、ものづくりへの興味関心を持つ子供たちの裾野の拡大を図ります。

また、若手研究者の研究意欲を喚起し、本県の産業振興や科学技術の振興等を担う優れた研究者の持続的な育成を図ります。

施策の内容3 グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成

① 英語をはじめとした外国語教育の充実

小・中・高等学校を通じて、情報や考えなどを外国語で的確に理解したり、適切に表現したりすることができる資質・能力や、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、グローバル社会で活躍する人材の育成を推進します。

② 異文化体験活動の推進

多文化共生・異文化理解を推進するため各種講座を開催し、国際性豊かな子供・若者の育成を推進します。

また、留学生や在住外国人が参加、交流できる事業を実施し、風習や文化の違いについて相互の理解を深めるための機会を提供します。

③ イノベーションを牽引する人材の育成

高校生が大学や企業等の最新研究や高度な技術に触れる機会を通して、学習意欲の向上を図り、生徒の資質・能力の伸長に努め、本県の基幹産業を牽引する人材の育成に努めます。

また、山梨大学、産業技術短期大学校、甲府工業高校専攻科の各校の特色を生かした取組を推進するとともに、産学官の連携によるものづくり産業を支える技術系人材の確保・育成の強化に努めます。

④ 起業家教育の充実

新しい価値の創出に挑む起業家精神を持つ人材の育成に向け、地域や企業、外部機関と連携・協働した起業家教育の充実を図るとともに、県と県内大学等との連携を強化し、効果的な連携事業を通じて、地域で活躍する人材育成や地域活力の向上を図ります。

第5章 県民のみなさんへのメッセージ

子供・若者を健全に育成するためには、家庭や学校のみならず、地域、企業、行政が連携・協力し、大人社会が一丸となって取り組んでいくことが大切です。大人自身が「大人が変われば、子供も変わる」と自覚し行動する必要がある、一人ひとりがそれぞれの立場で子供・若者の育成について、実践に努めることが強く期待されます。

1. 子供・若者（学齢期・思春期・青年期）のみなさんへ

この指針の主役は、子供・若者の皆さん自身です。

かけがえのない自分自身を大切にするとともに、相手のことも同じように大切にしてください。次代を担う皆さんが、互いの多様性を認め、思いやりの心を持って自立した大人として成長していくことを、すべての県民の皆さんが願っています。

< 学童期（6歳～11歳）>

- 1 早寝・早起きをして、朝ごはんをしっかり食べましょう
- 2 地域の人にすすんであいさつしましょう
- 3 家では手伝いを、外では仲間と元気に遊びましょう
- 4 読書をしましょう
- 5 相手の話を良く聞き、自分の意見をきちんと伝えましょう
- 6 世界の人々の暮らしや文化に対して関心を持ちましょう
- 7 スマートフォンやタブレット等でのインターネット使用に関して、家族でルールを作り、作ったルールを守りましょう

< 思春期（12歳～17歳）>

- 1 自分を大切にするとともに、相手のことを尊重し、互いの多様性を認め、思いやりの心を持ちましょう
- 2 自分の言動に責任を持ち、社会のルールを守って行動しましょう
- 3 夜更かしを避け、睡眠時間を確保しましょう
- 4 積極的に地域の行事に参加し、様々な世代の人と交流しましょう
- 5 スマートフォンやパソコン等でのSNS使用に関して、加害者にも被害者にもならないよう情報モラルを守りましょう
- 6 外国語をしっかり学び、世界の人々と積極的に交流しましょう
- 7 失敗を恐れず、夢や目標を持ち、その実現に向けて努力しましょう

< 青年期（18歳～30歳） >

- 1 失敗を恐れず、夢や志を持ち、その実現に向けて努力しましょう
- 2 社会の一員として、積極的に地域社会に関わりましょう
- 3 国際的な広い視野を持ち、世界の人々と積極的に交流しましょう

2. 保護者のみなさんへ

子供・若者が人格を形成し、その後の人間関係を築いていく上で、最も重要な役割を果たす場は家庭です。

子供・若者を健やかに育むためには、親の育児力や教育力の向上が求められています。特に、精神的健康の基礎となる自尊感情、社会にはばたく上で必要となるコミュニケーション能力の基礎を家庭において身に付けることが望まれます。

- 1 乳幼児期は、スキンシップや語りかけをしっかりと行いましょう
- 2 早寝・早起き・朝ごはんの習慣をきちんと身に付けさせましょう
- 3 子供に向き合い、しっかりと話を聴きましょう
- 4 子供が持っている良さや伸びを見つけ、積極的にほめましょう
- 5 叱るべき時は本気で叱り、良いこと、悪いことをていねいに教えましょう
- 6 子供が欲しがるとなると、物を与えないようにしましょう
- 7 パソコンやスマートフォン等でのインターネット使用に関して、家庭でルールを作り、発達に応じて使わせましょう
- 8 仲間と外でしっかりと遊ばせましょう
- 9 親は子供の最も身近なよき手本となりましょう
- 10 子育ての悩みは一人で抱え込まず、身近な人や相談機関に相談しましょう

3. 学校（教職員）のみなさんへ

子供・若者が郷土に誇りを持ち、自らの夢や志を持ち、健やかに育っていくように努めることが大切です。

また、一人ひとりが、それぞれの個性・能力を生かし、社会的に「自立」する力を身につけることができるよう、教育内容の充実に努めましょう。

- 1 先生から進んで「あいさつ」を心がけましょう
- 2 叱るべきときは、きちんと叱りましょう
- 3 仕事の体験を通して、働くことの尊さを学ばせましょう
- 4 生き物の世話をさせ、命の尊さをしっかり学ばせましょう
- 5 学校を地域の人と子供がふれあえる舞台にしましょう
- 6 スマートフォンやインターネットとの関わりについて考えさせましょう

4. 地域のみなさんへ

子供・若者を地域社会全体で育てていくという視点に立ち、地域のみなさんも社会の一員として積極的に子供・若者の育成に関わっていくことが求められています。

「子供は・若者は地域の宝、未来への希望」です。地域のみなさんだけでなく、青少年育成団体や NPO 法人など関係団体のみなさんとも連携して、子供・若者の健全な育成をめざす地域社会づくりを進めましょう。

- 1 地域の子供の生活や活動に関心を持ちましょう
- 2 地域の子供たちの良い行為はしっかりほめましょう
- 3 地域の子供たちが善くないこと、危ないことをした時は、諭しましょう
- 4 子育て中の親子を地域でサポートしましょう
- 5 子供たちが安全に遊び、活動できるように、
地域の大人一人ひとりが子供たちを見守りましょう
- 6 地域の大人は身近な手本となるよう努めましょう
- 7 地域の大人同士、交流を豊かにしましょう
- 8 人生の先輩として、自分の経験や夢を語りましょう

5. 企業のみなさんへ

企業は、その経済活動のみならず、地域社会の一員として、青少年の育成に対する積極的な取組が期待されています。地域の青少年を健全に育成することは、将来、企業を支える人材を育成することにもつながります。

また、従業員が子供と向き合う時間を確保する上でも、働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

- 1 仕事と家庭の両立可能な職場づくりに努めましょう
- 2 従業員が地域活動やボランティア活動、PTA 活動等に積極的に参加できるように配慮しましょう
- 3 従業員をゲストティーチャーとして派遣するなど学校と積極的に関わりましょう
- 4 職場見学や職業体験、インターンシップを受け入れ、働くことの素晴らしさを子供・若者に伝えましょう
- 5 国際的な広い視野や、志を持つ子供・若者の育成に積極的に関わりましょう
- 6 子供・若者を健全に育成するためにも、企業モラルの向上に努めましょう
- 7 職場全体で若者をあたたかく支援し、人材育成に努めましょう

第6章 指針の推進に向けて

指針を着実かつ効果的に推進していくため、全庁的な推進体制を整備するとともに関係機関との連携・協働による総合的な推進体制の整備に取り組みます。

1. 県の推進体制

(1) 全庁的な推進体制の強化

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「山梨県青少年総合対策本部幹事会」において、全庁的に指針を推進するとともに、各部局連携のもとで子供・若者関連施策を総合的に推進していきます。

(2) 審議会等による有識者及び県民の意見の反映

有識者等で構成される「山梨県青少年問題協議会」をはじめ、県民等の意見を踏まえながら指針を推進するとともに、提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

(3) 子供・若者の意識や行動に関する調査の実施

「子供・若者の意識と行動に関する調査」を引き続き実施し、その結果を効果的な施策の推進に反映させていきます。

(4) 「やまなし子供・若者育成指針」に係る情報の提供

指針を推進するため、県のホームページをはじめ、チラシやイベント等により、県民への周知を図るとともに、県政出張講座を活用し、市町村等に赴き積極的な情報の提供を行います。

2. 関係機関等との連携・協働

(1) 子供・若者育成支援のためのネットワークの充実強化

子供・若者の育成支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、等の各分野の関係機関・民間支援団体等によるネットワークの充実強化を図り、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者やその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

(2) 国、他都道府県との連携の充実

「子ども・若者育成支援推進法」では、地方公共団体は、子供・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、施策を策定し、実施する責務を有すると規定されています。また、有害環境情報への取組に

については、県域を越えて対応していかなければならない課題も存在します。

このため、これまで以上に国や他都道府県との緊密な連携を図りながら、子供・若者成支援に係る各種施策を推進していきます。

また、国の制度や施策が必要となる課題については、必要な措置を国に対して要望していくとともに、国の関係機関とも連携・協力し、本指針を着実に推進していきます。

(3) 市町村との連携推進による支援体制の充実

子供・若者にとっての生活基盤は身近な市町村にあることから、市町村における子供・若者の育成支援が円滑に実施されるよう、必要な情報提供や連絡調整を行うなど、市町村との緊密な連携を図りながら支援を推進していきます。

(4) 民間団体等との連携・協働

子供・若者の育成支援に関する様々な課題に適切に対応していくためにはNPO・ボランティア、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学等、様々な主体と行政が目標を共有し、その目標に向かって、ともに力を合わせて活動することが重要です。

このため、子供・若者の育成支援に関わる様々な分野において、民間団体等との連携・協働した取組を推進するとともに、これらの関係機関とのネットワークづくりを推進していきます。

また、青少年育成県民運動やしなやかな心を育む県民運動を共に進めることを通じて、県民に向けて「地域の子供・若者は、地域で守り育てる」という意識を醸成するとともに、あいさつ・声かけ運動をはじめとした地域活動などの更なる推進・拡大を目指します。

3. 指針の進行管理

本指針の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「山梨県青少年総合対策本部幹事会」において、各種施策の進行管理を行います。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「山梨県青少年問題協議会」に報告し、協議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

■「やまなし子供・若者育成指針」目標となる指標一覧

- ・本指標に基づいて、毎年度、定期的な点検・評価を行いP D C Aサイクルによる進行管理を行います。
- ・目標となる指標一覧は、県総合計画、県教育振興基本計画、県子どもの貧困対策推進計画を参照しました。そのため、目標値に対する目標年度が異なっています。また、本指標は、上に挙げた3つの計画が新たに策定された際や重点項目に係る新たな計画が策定された際には、随時見直しを行います。

◆基本目標1 全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援

番号	指標	平成30年度の現況値	目標値 ()は目標年度
1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答数との比較割合(教育振興基本計画)	小中 99.6%	小中 100%超 (R5年度)
2	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における児童の体力合計点の全国体力合計点との比較割合(教育振興基本計画)	男子 98.9% 女子 99.1%	男子 100% 女子 100% (R5年度)
3	キャリア・パスポートの利活用に関する調査においてキャリア・パスポートを「活用している」学校の割合(教育振興基本計画)	小 — 中 — 高 —	小 100% 中 100% 高 100% (R5年度)

◆基本目標2 困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援

番号	指標	平成30年度の現況値	目標値 ()は目標年度
4	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における学校内外の機関で相談・支援を受けている不登校児童生徒の割合(教育振興基本計画)	小中 66.9% 高 80.5%	小中 75.0% 高 87.5% (R5年度)
5	ひきこもりサポーター養成研修を実施している市町村の数(総合計画)	2市	10市町村 (R4年度)
6	小・中・高等学校の全教員のうち、特別支援教育に関連した研修会及び講習会を受けた割合(教育振興基本計画)	小 88.8% 中 71.4% 高 63.1%	小 100% 中 90.0% 高 80.0% (R5年度)
7	子供の貧困対策に関する地域ネットワークを構築している市町村の数(子どもの貧困対策推進計画)	5市町村	27市町村 (R6年度)

◆基本目標3 子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

番号	指標	平成30年度の現況値	目標値 ()は目標年度
8	小学校に対する放課後子供教室設置の割合 (教育振興基本計画)	70.0%	80.0% (R5年度)
9	低年齢層に向けたインターネットの適正利用に関する出前講座の実施(新規)	保育所等 0件 小学校 44件	保育所等 20件 小学校 60件 (R6年度)

◆基本目標4 子供・若者の成長を支える担い手の養成

番号	指標	平成30年度の現況値	目標値 ()は目標年度
10	保育人材の確保に向けた「やまなし保育フェア」の参加者数(総合計画)	145人	300人 (R4年度)
11	社会教育指導者養成研修の参加者数(年3回実施の合計)(新規)	418人	500人 (R6年度)

◆基本目標5 やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援

番号	指標	平成30年度の現況値	目標値 ()は目標年度
12	郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習コンクールの参加校割合(総合計画)	54%	70%超 (R4年度)
13	高校生・大学生(大学院を含む)の海外留学への支援及び若手研究者への研究支援の人数(総合計画)	27名	同程度を維持 (R4年度)
14	県出身学生(新卒者)のUターン就職率(総合計画)	26.5%	30% (R4年度)

やまなし子供・若者育成指針

令和2年（2020年）3月 山梨県

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁 社会教育課

電話 055-223-1356